

令和 7 年 第 1 回 (定例) 須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 3 日

令和 7 年 3 月 6 日

令和 7 年 3 月 1 0 日

令和 7 年 3 月 2 1 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (3 月 3 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	2
議会事務局職員出席者	2
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	4
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	6
議案第 6 号	6
議案第 7 号	7
議案第 8 号	8
議案第 9 号	9
議案第 10 号	9
議案第 11 号	11
議案第 12 号	13
議案第 13 号	14
議案第 14 号	14
議案第 15 号	14
議案第 16 号	14
議案第 17 号	14
議案第 18 号	14
議案第 19 号	14
議案第 20 号	14
議案第 21 号	14
議案第 22 号	14
議案第 23 号	14
議案第 24 号	14
議案第 25 号	14
議案第 26 号	14
議案第 27 号	14
議案第 28 号	14
議案第 29 号	14
諮問第 1 号	14

散 会	15
-----	----

第 3 号 (3 月 6 日)

議 事 日 程	41
本日の会議に付した事件	41
出 席 議 員	42
欠 席 議 員	42
議会事務局職員出席者	42
説明のため出席した者	42
開 議 宣 言	43
議案第 6 号	43
議案第 7 号	44
議案第 8 号	44
議案第 9 号	45
議案第 10 号	46
議案第 11 号	48
議案第 12 号	49
議案第 13 号	50
議案第 14 号	51
議案第 15 号	52
議案第 30 号	52

休憩 (委員会審査)

議案第 30 号	53
散 会	55

第 3 号 (3 月 10 日)

議 事 日 程	16
本日の会議に付した事件	16
出 席 議 員	16
欠 席 議 員	16
議会事務局職員出席者	16
説明のため出席した者	16
開 議 宣 言	18
2 番 議員 川原 幸治	33
13 番 議員 田ノ上 真	36
散 会	39

第 4 号 (3 月 2 1 日)

議 事 日 程	41
本日の会議に付した事件	41
出 席 議 員	42
欠 席 議 員	42
議会事務局職員出席者	42
説明のため出席した者	42
開 議 宣 言	43
議案第 1 7 号	43
議案第 1 8 号	44
議案第 1 9 号	44
議案第 2 0 号	45
議案第 2 1 号	46
議案第 2 2 号	48
議案第 2 3 号	49
議案第 2 4 号	50
議案第 2 5 号	51
議案第 2 6 号	52
議案第 2 7 号	48
議案第 2 8 号	49
議案第 2 9 号	50
発議第 1 号	51
発議第 2 号	52
委員会の閉会中の継続調査について	54
閉 会	55

令和7年 第1回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

令和7年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 6 号 須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 号 須恵町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9 号 権利の放棄について
- 日程第 9 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第11号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第11 議案第12号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第14号 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第15号 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第16号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第16 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第21号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第23号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第24号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第25号 令和7年度須恵町一般会計予算の提出について

日程第 2 5	議案第 2 6 号	令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第 2 7	議案第 2 8 号	令和 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 7 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
日程第 2 9	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会期の決定について	
日程第 2	会議録署名議員の指名について	
日程第 3	町長諸報告	
日程第 4	議会報告	
日程第 5	議案第 6 号	須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について
日程第 6	議案第 7 号	須恵町監査委員条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 8 号	須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 9 号	権利の放棄について
日程第 9	議案第 1 0 号	町道路線の認定について
日程第 1 0	議案第 1 1 号	令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 1 1	議案第 1 2 号	令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 2	議案第 1 3 号	令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 1 4 号	令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 4	議案第 1 5 号	令和 6 年度須恵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 1 6 号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 6	議案第 1 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 8	議案第 1 9 号	須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 2 0 号	須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 2 1 号	須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 1	議案第 2 2 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 7 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 令和 7 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
- 日程第 2 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

出 席 議 員（12名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健

福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

寒い冬も大体過ぎ去ろうとして、暖かい日が続きますけども、まだいつ寒くなるか分かりませんけども、この定例会は日にちを要しますので、その開会中には体調を崩さないように審議いただきますよう、切にお願いいたします。

それでは、開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和7年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。

令和7年第1回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月20日、木曜、午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は24件、諮問1件です。また、町長諸報告が10件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会14件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委員会6件で、文教厚生委員会付託の議案第18号については、両常任委員会の協議により、総務建設産業委員会も審査に参加する連合審査会としております。

なお、議案第25号から議案第29号までの令和7年度各会計の予算の提出については、関連議案のため一括議題といたします。

議案第16号の外部規約の変更及び諮問第1号については、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

会期は、本日3月3日から3月21日までの19日間としております。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。4日は、午前9時から工事施工案件の説明及び予算審査特別委員会、終了後、各常任委員会。10日、午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。11日、午前9時から工事施工案件の説明後、各常任委員会。12日、13日、17日及び18日は、午前10時から予算審査特別委員会を開催いたします。21日、最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月21日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月21日までの19日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。

3月定例会を招集いたしましたところ、議員全員参加で本日を迎えられましたこと、感謝申し上げます。

それでは、長くなりますけども、町長諸報告をさせていただきます。

令和7年度一般会計当初予算について

まず初めに、令和7年度一般会計当初予算についてでございます。

令和7年度一般会計の歳入歳出当初予算の総額は136億9,000万円で、対前年度当初予算に比較いたしますと、7億9,000万円の増額、伸び率はプラス6.1%で、130億円を超える過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は17.6%の増、法人町民税は増減がなく、固定資産税につきましては8.4%の増となっております。町税全体といたしましては、9.8%の増で、3億3,040万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和7年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和6年度比1.6%増の見込みとして計上されております。本町への交付額は23億2,100万円ほど見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、児童手当国庫負担金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、公立学校施設整備費国庫負担金などの増により、48.9%の増、25億1,003万円、都道府県支出金につきましては、障害者自立支援関係県負担金、施設型給付費等県補助金などの増などによりまして、2.2%の増、10億7,000万円程度と見込んでおります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、昨年度と同額を計上いたしております。

町債につきましては、須恵第二小学校校舎増改築事業債や緊急防災・減災事業債、多目的グラウンド照明改修事業債、道路改良事業などの財源として、５億２００万円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金からの繰入金７億８,０００万円に対応しております。

次に、歳出予算でございますが、まず人件費でございます。先に特別会計を含む全職員数の状況を報告いたしますと、令和６年度末での退職者が３名、新規採用職員は６名の予定となりまして、全職員数は、フルタイム再任用職員４名、任期付職員１名を含めて１７３人の予定となります。

一般会計におきましては、平均年齢は４０歳、平均給料月額が７,６４５円上がっております。

人件費につきましては、人事院勧告に伴い、９,４００万円、６.２％の増でございます。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、児童手当や障害者支援費・自立支援給付費、保育実施負担金及び委託料の増などにより、１８.２％の増。

物件費は、自治体クラウド提供業務委託料や高齢者新型コロナウイルス予防接種業務委託料、ＩＣＴ環境整備備品購入費などの増により、１３.１％の増。

補助費は、定額減税補足給付金や保育所等整備費補助金などにより、１２.７％の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、須恵中学校校舎体育館空調整備工事や第二小学校校舎増改築工事など、国庫補助や交付税措置がある起債を活用し、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

以上、令和７年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は、義務的経費の増加や物価高騰などにより、財政需要は今後も増加し、厳しい状況は続く見込みでございますが、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、健全な財政運営に努めてまいりますので、どうか議員各位皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和７年度国民健康保険特別会計当初予算について

続きまして、国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は２８億９,２００万円、前年度と比較いたしまして２.８％、金額で８,２００万円の減額となっております。

須恵町の国民健康保険の被保険者数は、国による被用者保険の適用拡大施策、少子化、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等により減少傾向が加速し、被保険者数は令和７年１月末現在

で4,733人で、令和元年度と比較いたしますと約1,100人減少しており、この影響を反映した予算編成を行っております。

歳出でございます。まず保険給付費ですが、被保険者数の減少により、対前年度比4,020万円減額して21億3,339万円といたしております。

次に、医療給付費等の見込みで県から示されます国民健康保険事業費納付金は、対前年度比4,625万円減の6億9,190万円を予算計上いたしております。保険給付費の実績と、被保険者数及び保険給付費の推計により、県から示された額でございます。

歳入におきましては、国民健康保険税は、被保険者の減少に伴い、対前年度比2,055万円の減額となりました。保険給付費に必要な県が市町村に支払う保険給付費等交付金も、対前年度比3,751万円減の21億8,254万円を計上いたしております。

今後も被保険者の皆様の健康保持増進のため、関係機関との連携強化を図り、生活習慣病予防や重症化予防のための効果的な保健事業を実施し、医療費適正化と国民健康保険事業の安定運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和7年度水道事業会計及び下水道事業会計当初予算について

次に、令和7年度水道事業会計及び下水道事業会計当初予算についてでございます。

令和7年度水道事業会計予算について。

まず、収益的収支でございます。

収入額は6億8,006万8,000円で、対前年度比0.6%、金額にして436万1,000円の増です。

支出額は6億2,142万3,000円で、前年度比1.6%、金額にして984万1,000円の減でございます。

令和7年度の当期純利益は3,499万8,000円を見込んでおります。

次に、資本的収支です。

収入額は2,915万5,000円で、対前年度比88.1%、金額にして1,365万5,000円の増です。

支出額は2億8,629万円で、対前年度比27%、金額にして6,081万1,000円の増です。

今後も安全な水を安定して供給するため、引き続き、浄水施設の適切な維持修繕と配水管の更新工事を計画的かつ効率的に行ってまいります。これにより、水道水の適正な水質と水量の確保、さらに水圧の安定を図ります。

また、中長期的な視野を持ちながら、持続可能な水道事業の経営に努めてまいります。

続きまして、令和7年度下水道事業会計予算についてでございます。

まず、収益的収支です。

収入額は9億3,001万9,000円で、対前年度比24.2%、金額にして2億9,540万5,000円の減です。

支出額は7億9,411万6,000円で、対前年度比1.9%、金額にして1,568万9,000円の減です。

令和7年度の当期純利益は1億171万3,142円を見込んでおります。

次に、資本的収支です。

収入額は6億9,627万5,000円で、前年度比26.9%、金額にして1億3,374万4,000円の増となっております。

支出額は9億6,511万2,000円で、対前年度比17.4%、金額にして1億4,274万9,000円の増です。

公共下水道の整備につきましては、引き続き、計画区域内の未普及地域を早期に解消するために、国の補助金を最大限に活用して污水管渠の整備を推進します。これにより、供用開始区域の拡大を図るとともに水洗化普及啓発に努めてまいります。

また、企業会計に移行して初めての決算を迎えますが、総合的に経営状況を把握し、分析を行った上、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

令和7年度の主要な施策について

次に、令和7年度の主要な施策について御報告申し上げます。

安心安全のまちづくりについてでございます。

近年の犯罪の多様化、特殊化により、地域社会における安全の確保はますます重要な課題となっており、本町においてもその対策を強化する必要があると考えております。

安心安全のまちづくりに向けた施策として、町内の公共施設に防犯カメラの整備を進める計画でございます。

防犯カメラを設置することにより、犯罪防止あるいは犯罪抑止効果が期待されます。公共施設は多くの住民が利用する場所であり、そこに防犯カメラを設置することで、犯罪の発生を未然に防ぐことができると考えております。

特に、子どもや高齢者が利用する施設では、治安維持に寄与する重要なツールとなります。

設置場所については、町内の主要な公共施設を中心に選定し、住民の皆様が安心して利用できる環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、行政区・組合等への支援についてでございます。

近年、私たちの生活環境は様々な変化に直面しており、その中でも特に物価高騰が大きな影響

を及ぼしております。特に電気代の高騰は、家庭や事業所だけでなく、行政区・組合の運営にも深刻な影響を与えていることは御承知のとおりでございます。

また、組合への加入者が減少している現状も見逃せません。加入者の減少は、組合の活動資金を支えるための費用負担を増加させる要因となっており、これにより行政区・組合の運営が厳しくなっている状況でございます。このような背景を踏まえ、須恵町といたしましては、行政区・組合への支援策を講じる必要があると考えております。

具体的には、町内の防犯灯のLED化を進める計画でございます。この事業は令和7年度に限り、須恵町が100%負担で実施し、これにより防犯灯の電気代を大幅に削減する効果を期待します。

LED化は省エネルギーであり、長寿命であるため、今後の維持管理コストも軽減される見込みです。これにより、少しでも自治会の財政的負担を軽減し、地域の安全を確保する一助となることを目指しております。

さらに、この事業に係る経費につきましては、国庫補助の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する予定でございます。この補助金を活用することで、町の財政負担を軽減しつつ、行政区・組合への支援を強化することが可能となります。

また、町内の防犯灯の設置状況を把握するために、設置数や設置箇所などの調査を行う予定としております。この調査によって、現在の防犯灯の状況を正確に把握し、今後の政策に役立てていきたいと考えております。

次に、育児休業退園制度の廃止についてでございます。

本町における重要課題であった待機児童問題につきましては、令和6年度の国基準における待機児童がゼロとなり、令和7年度も引き続きゼロになる見込みでございます。

これまで、待機児童対策の一環として、育児休業中の家庭の3歳児未満の子どもに対し、保育の必要が認められない場合は退園していただく育児休業退園制度を取ってきましたが、待機児童問題がある程度落ち着きを見せたことを鑑み、令和7年4月から同制度の運用を廃止し、これまで3歳児以上児のみ認めていた継続利用を、全年齢児において、保護者が希望する場合には、取得する育児休業の期間まで、1日8時間を限定とした短時間保育の継続利用を可能といたします。

これにより、待機児童が一時的に増える可能性があります。しかし、本町には、他の自治体にはない、届出保育施設に通園する子どもへの支援である待機児童支援制度がありますので、この制度の活用を継続して進めていくとともに、次に申し述べる私立園の増改築により保育枠の確保を行なってまいります。

世帯の核家族化が進み、子育て世代の不安感や負担感を感じる人が多いと言われる現在の子育てにおいて、育休退園制度の廃止が負担軽減の一助になればと考えております。

次に、れいんぼ一幼稚園の増改築についてでございます。

先ほども述べましたように、おかげさまで、本町において待機児童問題は落ち着きを見せてきております。しかし、3歳から5歳の以上児の保育枠は若干の余裕がある一方、ゼロ歳から2歳の未満児のそれは4月の時点で定員に達しているため、未満児の年度途中における入所は大変厳しいものとなっております。

このような状況下にあって、令和5年1月に政府から異次元の少子化対策の一環として発表された「こども誰でも通園制度」が、令和8年度から全国で実施となっております。

この制度は未満児を対象としたもので、このために通常の保育の枠とは別に新たな保育枠の用意をしなければならないのですが、現状、本町の保育施設にその余裕はなく、実施が危ぶまれます。

この状況を憂慮して、令和4年度より委託をしている、れいんぼ一幼稚園を運営する豊和福祉会より、国の就学前教育・保育施設整備交付金を利用して園舎を増改築することにより、1・2歳児の定員増加、こども誰でも通園制度のための利用者受入れをしたいとの申出がありました。

本町といたしましては、この増改築を後押しすることにより、未満児の保育枠の確保と、こども誰でも通園制度を実施することが可能となるため、令和7年度の重要施策の一つとして位置づけたいと考えております。何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、ファミリーサポートセンターの設置についてでございます。

共働き世帯やひとり親世帯の増加により、子育て支援のニーズは高まる一方です。そうした状況を踏まえ、町として地域ぐるみで子育てを支援する仕組みを整えるため、令和7年度より新たにファミリーサポートセンターを設置することといたしました。

ファミリーサポートセンターは、子育ての支援を受けたい方と、支援が可能な方をマッチングし、保育園や学校への送迎、保護者の仕事や急用の際の一時預かりなどの支援を有償で行うものです。

センターの運営につきましては、公益社団法人シルバー人材センターに委託し、支援を提供する会員につきましては、高齢者に限定することなく幅広く募集していただく予定としております。

地域が子どもの心のふるさととなり、地域住民が子育てを助け合えるよう、子育ての環境づくりを進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税につきましては、毎年、全国から多くの企業、個人の皆様から応援していただいているところでございます。

個人版ふるさと納税につきましては、地域の魅力を発信し、町の発展に寄与するための重要な財源となっております。須恵町の特産品や文化を通じて地域への愛着をさらに深めていただくた

めに、返礼品の開拓、支援を行ってまいります。また、関東圏や関西圏へのPR事業を展開し、多くの方々に須恵町の魅力を広く周知する機会を創出してまいります。

企業版ふるさと納税については、企業が地域に貢献するための手段として位置づけられており、地域の活性化や新たな事業創出に活用され、須恵町全体の発展に寄与するものと考えられております。

今後も、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税を通じて得られる資金を有効に活用し、「水と緑と光のまち」須恵町のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

地域住民や企業との連携を強化しながら、持続可能なまちづくりを進めていく所存でございますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、地域交通体系の維持についてでございます。

須恵町では、民間事業者が運行する鉄道、路線バスのほか、7路線のコミュニティバスが運行しており、町民生活の足となっております。今後の町の姿を考えるに当たり、高齢化の進行や運転免許証自主返納者の増加、人口増による多種多様な住民ニーズ増加など、地域公共交通を取り巻く課題は増加傾向にあります。

そこで、限られた財源の中で現在の地域公共交通の利便性や効率性の向上を図るとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通の再構築のため、地域公共交通計画を令和6年3月に策定し、地域公共交通の事業を進めております。

計画の基本的な方針に沿って須恵町の公共交通の目指す目標の一つ、公共交通の改善による交流・お出かけの活発化に向けて、コミュニティバスの利用状況や利用者ニーズ、課題を踏まえたバスルートの再編に向けて必要な基礎資料の収集分析を行っておりますが、昨年度、西日本鉄道株式会社から町に、西日本鉄道空港循環線の一部区間廃止の申入れがありましたことにより、さらに今後は民間事業者が運行する路線バスの動向を踏まえた公共交通維持が重要となってまいります。町民の皆様の移動手段の確保を中心に考えて、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、立地適正化計画の策定についてでございます。

令和7年度より3か年で立地適正化計画の策定を行い、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくり、地域交通の再編との連携により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めてまいります。

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の連携により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープランでございます。

都市における今後のまちづくりは、人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市運営を可能とすることが大きな課題となっております。

令和7年度に現状及び将来の見通しにおける都市構造分析、令和8年度に策定委員会を発足し、目指すべき都市の骨格構造や誘導方針の検討、令和9年度に各種事業の検討、数値目標、評価手法の検討を行い、立地適正化計画を完成させ、この地域に住んでよかったと思えるまちづくりを目指してまいります。

次に、ふれあい公園の整備についてでございます。

ふれあい公園について、令和2年度、コロナ禍による財政悪化のため、事業を中断しておりましたが、令和7年度当初に実施設計業務委託費を計上し、事業に着手してまいります。

なお、工事につきましては、地元や隣接する大型開発との調整を図りながら、できるだけ早い時期の完成を目指してまいります。

次に、地球温暖化対策推進事業についてでございます。

電気やガスの使用量削減、省エネ家電の購入、環境に配慮したエコアクションに対して、交通系ICカード（はやかけん・nimoca・SUGOCA）のポイントをインセンティブとして付与する、福岡市地球温暖化対策市民協議会が取り組んでいる事業に本町も令和7年度から参加し、須恵町内の地球温暖化対策の推進を図ってまいります。

次に、母子保健の新規事業についてでございます。

母子保健の新たな事業として、おたふくかぜワクチンの費用助成を計画しています。助成金額は、1人1回助成の3,000円です。

対象者は、1歳以上から就学前までの幼児で、全国どこの病院でも接種ができるよう償還払いでの助成を考えております。

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種化についてでございます。

国の方針により、带状疱疹ワクチンは、令和7年4月から予防接種法に基づく定期接種として開始されます。対象者は、年度内に65歳を迎える方、60歳から64歳で免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある方となっております。

また、令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、65歳以上100歳まで、5歳刻みの節目年齢にある方も対象となります。

令和6年1月より開始した須恵町独自の带状疱疹ワクチン接種費用助成事業は、50歳以上の方が希望するタイミングで接種できるよう、令和7年度からも事業内容を変更することなく継続してまいります。

予防接種事業については、今後も医療機関と協力しながら、町民が安心して暮らせる、この事業を進めてまいります。

施策の中の最後になりますが、小中学校施設の整備についてでございます。

体育館の空調については、避難所としての利用や町の中心である須恵中学校への設置を検討い

たします。

なお、ほかの学校につきましても、令和8年度以降、計画的に設置を検討しており、第一小学校につきましては、令和7年度に設計業務委託を行います。

第二小学校増改築工事につきましては、宅地開発による児童数増加を見込み、普通教室6教室分を増築いたします。現在の木心館を増築するもので、木造の2階建ての設計といたしております。

令和5年度からの継続事業として第一小学校長寿命化工事を実施します。令和6年度は下水道接続工事のため実施しておりませんが、令和7年度からは再開いたします。第一小学校につきましては、今後5年間をかけ長寿命化に係る工事を実施してまいります。

以上が令和7年度の主要な施策についてでございます。

行政機構改革の検討について

次に、行政機構改革の検討についてでございます。

近年、社会情勢は急速に変化し、須恵町を取り巻く課題も多様化、複雑化してきております。

財政基盤の強化、公共施設の維持管理、高齢者による社会保障費の増大、子ども・子育て支援、住民参加の促進など、様々な課題に対応するため、行政組織の効率化、スリム化、そして活性化が必要となっています。

令和7年度は、現在の行政機構を見直し、より効果的な組織体制を構築するため検討に入っております。

具体的には、業種の重複や無駄を排除し、職員が本来の業務に集中できる環境を整えることを目指します。また、デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、住民サービスの向上にもつなげていく所存です。これにより、職員一人一人が持つ能力を最大限に生かし、住民の皆様に対して、よりよいサービスを提供できるよう進めてまいりたいと思います。

また、行財政機構改革に合わせまして、公共施設の有効利用についても検討いたしてまいります。

現在、複数の公共施設がございますが、老朽化や維持管理に関する課題も抱えておりますので、令和7年度に公共施設の利用状況を精査し、必要に応じて統廃合やリノベーションを検討することといたします。

具体的な例を一つ挙げますと、今回はあおば会館及び地域活性化センターの有効利用について進めたいと思います。

検討結果がまとまりましたら、改めて議会のほうに御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

特別職報酬等審議会の答申について

次に、特別職報酬等審議会の答申についてでございます。

去年の１２月に人事院より、２０２４年度の国家公務員の給与改定について、月例給を平均２．７６％引き上げるよう勧告がありました。

これを受け、本町の特別職（町長、副町長、教育長）の給与について、平成１１年度の改定以来、一度も改定が行われていない現状を踏まえて、特別職の給与を見直すことについて、町民の皆様へ御理解いただけるのかを検討する必要があるございましたので、１月２９日に特別職報酬等審議会に諮問をさせていただきました。

審議会におきまして、慎重な審議を重ねていただいた結果、「給与改定は妥当」との御判断を頂きました。具体的には、近隣市町の状況や物価高騰などの社会情勢、人事院勧告などを考慮し、１．１％の引上げが適当であるとの答申を頂きました。

答申の内容は、私も妥当であると考えております。しかしながら、現在の社会情勢、特に物価高騰による町民生活への影響や、町民感情を考慮いたしますと、このタイミングで特別職の給与を改定することには、慎重な判断が必要であると考えております。

つきましては、今回は「給与の引上げは妥当である。適当である」との答申を頂きましたが、誠に恐縮ではございますが、特別職の給与改定は御辞退、見送りさせていただくことといたしました。

この判断は、町民の皆様の理解を得るために必要な措置であると考えております。

今後も町民の皆様の声に耳を傾け、透明性のある運営を心がけてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

高校生世代までの子ども医療費助成拡充について

次に、高校生世代までの子ども医療費助成拡充についてでございます。

安心して子どもを産み育てることができ、将来に明るい希望を持てるまちづくりは、町長就任以来、最重要課題として取り組んでまいりました。

子ども医療費助成制度は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図ることを目的とした制度でございます。

子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、令和６年４月から助成内容を大幅に拡充して実施しているところでございますが、さらに幅広く子育て世代を支援するため、現在、中学校３年生までとしている医療費助成の対象を、令和８年４月から高校生世代まで拡充することといたします。

福岡市のベッドタウンとして、行政、経済、生活圏ともに密接なつながりを持つ糟屋地区は、福岡市を含めた相互の転入転出が特に活発な地域であります。福岡市が令和６年１月から、対象

者を高校生世代まで拡充したことを受け、福岡市に近隣する市町においても同様に拡充する動きが始まっております。

福岡都市圏を構成し、福岡県地域医療構想においても粕屋保健医療圏を構成する糟屋地区の市町においては、同一の制度で運用されることが、保健医療サービスが効率的に提供される上で望ましい形でございます。

本町におきましても、電算システムを共同調達しております近隣町と時期を合わせて制度を拡充し、住民の福祉の向上に努めてまいります。

本年中、しかるべき時期に条例改正案を提案させていただきますので、議員各位に御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

税公金セルフ収納機の設置について

次に、税公金セルフ収納機の設置についてでございます。

令和7年4月1日から税公金セルフ収納機を会計課前に設置し、運用を開始いたします。この収納機は、西日本シティ銀行からの企業版ふるさと納税を活用し導入いたしました。

税公金セルフ収納機は、タッチパネルの操作により納付書を読み込ませると、納付書を読み取り、現金を入金することで、お釣りの返却、領収印の押印や切り離しを自動で行います。これにより、窓口職員を介さず、町民の方が自身で税金などを納めることができるようになります。使用できる納付書については、現在、窓口で取り扱っている全ての税金・使用料に対応を予定しております。

なお、3か月の移行期間終了後、6月末で西日本シティ銀行派出所窓口は閉鎖といたしますが、町民の方々には今までと変わらないお支払いをすることができます。

利用方法が分からない方は、会計課の職員が操作のお手伝いをさせていただきますので、安心して御利用いただきたいと思います。

今後も利用者の利便性向上と収納事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

ワンヘルス推進宣言について

次に、ワンヘルス推進宣言についてでございます。

福岡県では、平成28年度に北九州市で開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる福岡宣言が採択されました。

また、全国に先駆け、令和3年1月に福岡県ワンヘルス推進基本条例が施行され、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るための6つの課題について、取組の基本方針を定め、これを具体化するために、令和4年3月に福岡県ワンヘルス推進行動計画が策定されました。

須恵町においても、人と動物の健康と環境の健全性を守り、次世代に「水と緑と光の町」す

え」を継承していくため、須恵町ワンヘルス推進宣言を表明させていただきます。

それでは、内容を読み上げさせていただきます。

須恵町ワンヘルス推進宣言

須恵町では、『ともに思い ともに創り ともに生きる』を基本理念に、「水と緑と光の町」を将来像に掲げ、健康・文化を育みながら、豊かな自然の恩恵のもと、安全で快適に暮らせる安らぎにあふれたまちづくりを進めています。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする「人獣共通感染症」は、人口増加や森林開発などにより、地球温暖化や生態系の崩壊が進み、人と動物との関係性が変化したことから、野生動物が持つ病原体が様々な過程を経て、人間にも感染するようになったとされています。

この人獣共通感染症に対応するため、人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉える「ワンヘルス」の理念に基づく総合的な取り組みが求められています。

福岡県では、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための基本方針や行動計画が策定されました。

これらのことを踏まえ、本町は、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守り、次世代に継承していくため、次の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言します。

- ・ 福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、福岡県の取り組みに連携・協力し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進します。
- ・ 町民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行います。

令和7年3月3日

須恵町長 平松秀一

須恵町部活動地域移行の取組について

次に、須恵町部活動地域移行の取組についてでございます。

令和4年に須恵町部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、令和5年度から令和7年度までの3か年を推進期間として取り組みを進めます。

本年度は、陸上、剣道、太鼓の3つのモデル事業を、地域の方々の協力の下、実施し、検証を行っています。

地域移行の取組は、少子化による生徒の減少や加入率の低下により、存続ができない部活動が出現してきたことや、指導を行う教師の課題として経験のない部の指導や休日の指導が負担となっています。

本来教師が力を注ぐべき教材研究や授業の準備などの時間を確保することで、教師のワーク・ライフ・バランスを整え、よりよい授業を実践し、子どもの未来の実現につなげるためのもので

もあります。

そのため、須恵町の地域の力をお借りし、地域の子どもは地域で育てるという趣旨の下、学校の部活動を地域クラブとして、子どもたちにスポーツや文化に親しむことができる環境を整えようとするものでございます。

この取組は、多角的な視点で捉えると、地域づくり、まちづくりにつながるものです。

令和7年度はさらなるモデル事業を増やし検証を進め、また組織体制を整備し、令和8年度から休日部活動地域移行を目指し、取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おはようございます。13番、田ノ上でございます。

たくさんの町長諸報告を頂きまして、一つ一つが重みのあるものだなと思って拝聴しておりました。町長も「くらくらする」と言っておられるぐらいですから、熱の籠った報告を伺った次第でございます。

たくさんの項目、ほとんど予算を伴うものも多いものでございますから、予算委員会の中でいろいろ審査で伺えるものだと思っておりますが、1点ですね、町長の特別職報酬審議会の答申について御発言なされた部分ですが、御辞退なされたということで理由は重々分かるものでございますが、大変残念に思っております。社会情勢に鑑みということではございましたが、町長も町民の一人でありまして、やはりこの物価高の影響を御自身の生活上も受けておられるんじゃないかなうかと拝察すると、やはりこれは見送ったのは残念だなというふうに思っております。

質問でございますけど、このまま、じゃあ見送りっ放しというわけにも現実問題としてはいかないと考えております。審議会、再度開かれる予定はあるんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回見送りさせていただいた理由として米です、日本国民にとってやはり緊急性があるときっていうのはやっぱり米なんです。米がこれだけ倍以上に上がっている状況の中で、要するに物価が上がっているから、ほかの改定では2点何がしか上がっていると、それに合わせて便乗して町を預かる首長が、三役が答申でいいよと言われても、なかなか町民感情としてやっぱり頑張っている姿を見せんといかんのかなということを今回こうして申し上げております。

この特別職の報酬審議会につきましては、本来であれば毎年開かなければならない、開くべき

ものだと私は考えております。それが開かれていなかったと、その中で上がったたり下がったりしているわけですが、二十数年その議論の場所にも上がっていなかったということは、いかなものかということで、今回上げさせていただいたということで、将来的には報酬審議会のほうが毎年やるというのであれば上がってくる話であろうし、これは私が一応今回は総務課と打ち合わせしながら、ずっと上げていないからやるべきやろうということをやったんですけども、これからはやはりそのときの首長さんの考えで、社会情勢を鑑みながら、本当に良くなったよねと言うときには、もしかすると上げるときがあるでしょうし、今はちょっと上げるときじゃないということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 理由は承知いたしました。

それにしても、7年度も審議会開ける状況になれば開いて、またいろいろ検討していただきたいと思います。

思うに、平松町長、かなりストイックな方で今の御発言にもありますように、なかなか我慢の姿勢というのが、我慢のこの行財政の運営にも反映されていると思ひまして、頼もしい限りではございますが、あまり我慢が過ぎるのかと思っておりますので、そこはそれとしまして、どうぞよろしくお願いいたします。

質疑は以上です。

○議長（松山 力弥） ほかに質疑はありませんか。——これにて質疑を終結いたします。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず閉会中に、北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 皆さん、おはようございます。北筑昇華苑組合議会の議会報告を行います。

令和7年2月3日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第5、第1号議案令和6年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,338万5,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ4億495万4,000円とするもので、全員賛成で可決されました。

日程第6、第2号議案令和7年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額を

それぞれ3億4,962万円と定めるもので、前年度予算費1,826万1,000円の増で、主な要因として、歳入では、葬祭場管理債の増、歳出では、葬祭場施設整備費の火葬炉設備等更新工事などによるもので、全員賛成で可決されました。

日程第7、第3号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、本組合監査委員のうち、組合議員のうちから選任した監査委員の任期が、令和6年度10月27日をもって満了したことに伴い、新たに監査委員の選任をするに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、組合議会の同意を求めるもので、西村勝氏が選任され、全員賛成で同意されました。

日程第8、第4号議案北筑昇華苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、刑法等の一部を改正する法律及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の一部を改正に対応するとともに、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するに当たり、地方自治法の規定により、組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和7年2月7日に行われました、令和7年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会について御報告いたします。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっています。

日程第3、組合長諸報告については、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されております。

令和5年11月から令和6年10月までの1年間に9,855キロリットルのし尿を処理し、各工程の処理機能も、おおむね支障のない状況で順調に稼働しておることですが、どの工程においても、機械等の耐用年数が経過しているため、今後も状況に応じた対策・修繕を行いながら、延命化に努めていくとのことです。

今後については、汚泥再生処理センター整備事業で、志免町、宇美町を含めた形での建て替えを行うとの報告がっております。

次に、クリーンパークわかすぎの運営・管理につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しているとの報告です。

RDF施設では、令和5年11月から令和6年10月までの1年間に4万1,815トンの可燃ごみを処理し、約2万5,150トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出したというこ

とであります。RDF施設も23年目となり、老朽化が進んでおりますが、点検・維持補修を繰り返しながら処理を行っているとのことです。

また、リサイクルプラザにおきましては、同期間に2,780トンの不燃・資源ごみが処理されたとの報告がっております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、造成工事が令和6年10月に完了し、現在は、次期ごみ処理施設整備に向けた設計協議を行っており、令和7年度より、ごみピットの建設工事に着手するとの報告がっております。

議案についてですが、5件上程されております。

議案第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成多数で可決しております。

議案第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合長及び副組合長の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成多数で可決しております。

議案第3号令和6年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,310万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,319万4,000円とするものです。

須恵町負担金につきましては3,660万9,000円の減額となっております。

歳出は、議会費で旅費の減額、一般管理費で旅費及び手数料を減額、し尿処理施設関係で需用費の燃料費や光熱水費の減額、ごみ処理施設関係で需用費の燃料費や光熱水費の減額、リサイクル施設関係で需用費の光熱水費や修繕料の減額及び工事請負費の増額、次期ごみ処理施設関係で委託料及び工事請負費の減額などが主なものとなっております。全員賛成で可決しております。

議案第4号令和7年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ39億4,366万2,000円で、前年度比7億2,166万7,000円の増で約22.4%の増額となっております。

須恵町の負担の分担金として5億4,284万円となっており、前年度比104万2,000円の減額で0.19%の減となっております。主な増額要因でございますが、次期ごみ処理施設整備事業において、建設工事費の増額や汚泥再生処理センター整備事業費が新たに計上されたことによります。全員賛成で可決しております。

議案第5号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 改めまして、おはようございます。令和7年2月13日に行われました、令和7年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について、御報告いたします。

消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第1号粕屋南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び粕屋南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整理を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第5、議案第2号粕屋南部消防組合議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び粕屋南部消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員給与改正が平成26年より増額改正しているのに対して、議員及び特別職の報酬は平成18年以降改正しておらず、また、令和6年度人事院勧告では、職員給与が約30年ぶりとなる高水準のベースアップを行っていることに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第6、議案第3号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたため、本消防組合職員の給料月額及び諸手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、議案第4号令和6年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,629万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,204万6,000円とするもので、主なものは、分担金及び負担金の減で、全体で942万2,000円を減額、須恵町は139万8,334円の減となっており、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第5号令和6年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,165万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,285万3,000円とするもので、令和6年度末の決算見込みによる増額となっており、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第6号令和7年度粕屋南部消防組合一般会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億662万9,000円と定めるもので、分担金及び負担金は、全体で23億4,989万3,000円、須恵町は3億4,875万1,000円で、前年度に比べ1,607万4,000円の増となっており、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第7号令和7年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算

(案)については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,456万円と定めるもので、分担金及び負担金は全体で908万8,000円、須恵町は134万8,000円で、前年度と比べ165万円の減となっており、全員賛成で可決しました。

日程第11、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、令和7年3月31日を限り下田川清掃施設組合が解散することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するもので、全員賛成で可決しました。

日程第12、発議第1号粕屋南部消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理等を図るもので、全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和6年、火災、救助、救急状況は、火災9件で前年比4件の増、救助17件、前年と同じで増減はありません。救急出動件数は1,457件で前年比128件の減となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただけますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年第1回(2月)粕屋南部消防組合議会定例会についての報告を終わります。

○議長(松山 力弥) 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議員(7番 川口 満浩) 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和7年2月26日、第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号令和7年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,407万7,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ7万7,000円の減となっています。

増額の要因として、総務費の一般管理費で、人事院勧告により給与等のベースアップに係る費用、委託料で、日本政府がカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、二酸化炭素を削減・吸収するため、国が設けたJクレジットの制度に取り組むための費用、事業費で、作業道の維持管理に係る費用等でございます。減額の要因として、事業費で、林業整備事業委託料等によるものとなっており、全員賛成で可決しました。

議案第2号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、令和7年3月31日を限り下田川清掃施設組合が解

散することに伴い、議会の議決を求めるので、全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ここで休憩をいたします。再開を 11 時 15 分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議事に入りますが、一括議題について、お諮りします。

議案第 25 号から議案第 29 号までの 5 議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題にすることに決定しました。

次に、議案第 16 号及び諮問第 1 号については、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第 5. 議案第 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 5、議案第 6 号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 6 号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定についてでございます。

提案理由といたしまして、福岡県からの福岡県宿泊税を財源とし、本町における観光の振興を支援するため、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

概要につきましては、この条例は、須恵町宿泊税交付金基金の積立て、管理運用益金の処理、繰替運用、処分、委任などを必要な事項を定めるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第7号須恵町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第7号須恵町監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。内容につきましては、上位法である地方自治法の一部改正により条ずれが生じ、職員の賠償責任に関する規定の引用条項を改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、民法第 166 条の規定に準ずる料金債権の放棄に関する規定を追加し、水道料金の延滞金に関する規定を遅延損害金に関する規定に改めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、第 35 条の次に民法第 166 条の規定により、消滅事項が完成した水道料金債権について、これを放棄することができる規定を追加し、第 37 条の延滞金に関する規定を、遅延損害金に関する規定に改めるものです。

附則といたしまして、第 1 項施行期日でこの条例は公布の日から施行する。また、第 2 項適用区分でこの条例による改正後の第 35 条の 2 の規定は、この条例の施行期日以降に消滅事項が完成した料金に係る債権について適用するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 9 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 9 号権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 号権利の放棄についてでございます。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、放棄する権利、水道料金債権。

2、債権額 1,804 万 6,196 円。

3、債権者数 1,374 人。

4、債権の概要、調定年度ごとの放棄の理由、債権者数、金額は、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田都市整備課長。

○都市整備課長（中牟田 健） 議案第10号町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙、町道路線を認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要が生じたので提案するものでございます。今回路線の認定は7路線でございます。

2ページをお願いいたします。

認定路線でございます。路線番号1、路線番号その他の町道719号、路線名中園8号線、起点上須恵字中園650番7地先から終点同じく648番7地先まで、延長88.2メートル、最大幅員10.4メートル、最小幅員6メートル、外6路線の認定について記載しております。これらは、民間開発の宅地分譲等において公衆用道路として寄附を受けた道路、筑紫野古賀線拡幅工事の取付道路、付け替え道路で、一般公共道路として新規認定を行うものでございます。

これらの路線図を3ページから9ページに添付しております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,041万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を137億2,380万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の追加変更は、第2表、地方債予算補正による。第3条で債務負担行為の追加変更は、第3表、債務負担行為補正による。第4条で繰越明許費の追加は、第4表、繰越明許費補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

年度末の補正でございますので、町税、国県補助金、町債など決定額あるいは見込みで増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項町民税は、決算見込みにより6,500万円、2項固定資産税は7,500万円、3項軽自動車税は320万円の増額補正をしております。

9款1項地方特例交付金は、定額減税減収特例補填交付金などにより1,888万5,000円の増額補正。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして1億4,793万1,000円を増額補正しております。

12款1項負担金は、決算見込みにより減額補正。

14款1項国庫負担金は、施設型給付費等国庫負担金や児童手当等国庫負担金など決定額により増額補正。2項国庫補助金は、学校施設改善交付金などの決定額により増額補正です。

15款1項県負担金及び2項県補助金は、決定額により減額補正をしております。

17款1項寄附金は、主にふるさと応援寄附金の決算見込みにより2億8,605万円の減額補正。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金及び森林環境譲与税基金繰入金の減額補正をしてお

ります。

3 ページをお願いします。

20 款 3 項雑入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の減額などで 1,308 万 1,000 円の減額補正。

21 款 1 項町債は、契約額の決定などにより 3 億 2,817 万 7,000 円の増額補正です。

続いて、4 ページ、歳出でございます。

歳出につきましては、各費目ともに決算見込みにより増減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2 款 1 項総務管理費 3 億 570 万 2,000 円の減額は、ふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援寄附金積立金の減額のほか、各費目の決算見込みによる増減補正でございます。

3 款 1 項社会福祉費 8,743 万 8,000 円の減額は、低所得世帯支援給付金事業や国民健康保険特別会計繰出金などの減額補正。

3 款 2 項児童福祉費 7,621 万 9,000 円の減額は、児童手当や須恵みなみ幼稚園運営事業などの決算見込みによる減額補正です。

4 款 1 項保健衛生費 7,524 万 7,000 円の減額は、予防接種事業や母子保健事業などが減額補正です。

4 款 2 項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額などで 1 億 4 万 5,000 円の減額補正。

8 款 5 項下水道費 5,846 万 7,000 円の減額は、下水道事業会計繰出金の減額補正となります。

5 ページをお願いします。

10 款 2 項小学校費は、第一小学校の長寿命化改良工事請負費などで 4 億 6,175 万 7,000 円の増加補正です。

6 ページをお願いします。

第 2 表、地方債補正、追加が 1 件で起債の目的、須恵第一小学校長寿命化事業債、限度額 3 億 9,730 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更が 9 件で、全額限度額の変更です。起債の方法、利率、償還方法の変更はございません。

7 ページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為補正、1、追加が 2 件、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、令和 6 年度借入債償還分及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証で、期間、限度額は記載のとおりでございます。

次に、変更が1件です。住民基本台帳ネットワークシステム貸借限度額を1,389万円から1,506万9,000円に変更するものです。期間に変更はありません。

8ページをお願いします。

第4表、繰越明許費補正、追加が4件で、合計5億409万2,000円を次年度へ繰越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を議長除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正・副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。

委員長に田ノ上真君、副委員長に稲永辰巳君であります。

日程第11. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第12号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第12号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億8,374万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。歳入です。

1 款 1 項国民健康保険税 1, 2 5 5 万円の増額は、保険税収入の決算見込みによるものです。

4 款 1 項県補助金 9 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額によるものです。

5 款 1 項他会計繰入金 1, 2 1 1 万 7, 0 0 0 円の減額は、保険基盤安定繰入金等の減額によるものです。

7 款 1 項延滞金、加算金及び過料 5 0 万円の減額は、国保税滞納延滞金の収入済額による補正をしております。3 項雑入 1 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 1 2 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 2、議案第 1 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、議案第 1 3 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 号令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和 6 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3, 5 8 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2, 2 3 0 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で款項の区分及び金額は、次のページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるとしています。次の 2 ページをお願いいたします。歳入です。

主なものを申し上げます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1,090 万円の増額は、令和 7 年 1 月末の調定額及び収納率により算定しました、決算見込みによる補正です。

3 款 1 項他会計繰入金 808 万 4,000 円の減額は、基盤安定繰入金の確定によるものです。

4 款 1 項繰越金 3,105 万 9,000 円の増額は、前年度の保険料繰越金 2,093 万 2,050 円を含めた補正です。

5 款 4 項雑入 200 万円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

次に歳出です。3 ページをお願いいたします。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 3,586 万 9,000 円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 13 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 13. 議案第 14 号

○議長（松山 力弥） 日程第 13、議案第 14 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 14 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和 6 年度水道事業会計補正予算（第 3 号）で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、令和 6 年度須恵町の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算、第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款水道事業費、補正額 380 万円を減額し、補正後の額を 6 億 4,252 万 5,000 円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる委託料の減によるもので

す。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正額965万2,000円を減額し、補正後の額を584万8,000円とするものでございます。これは、下水道工事に伴う工事補償負担金の減によるものです。

支出、第1款資本的支出、補正額1,120万円を減額し、補正後の額を2億1,427万9,000円とするものでございます。これは、決算見込みによる工事請負費の減によるものです。

また、第3条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億843万1,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14．議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第15号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。榑藤上水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榑藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第15号令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、補正額4,846万7,000円を減額し、補正後の額を11億

7,356万1,000円とするものでございます。これは、決算見込みによる他会計負担金及び他会計補助金の減によるものです。

支出、第1款下水道事業費、補正額1,362万2,000円を減額し、補正後の額を7億9,560万5,000円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる委託料及び修繕料の減によるものです。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、補正額7,782万8,000円を減額し、補正後の額を4億1,844万7,000円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる企業債借入金、他会計補助金の減及び国庫補助金の交付決定による減によるものです。

支出、第1款資本的支出、補正額6,082万8,000円を減額し、補正後の額を7億6,153万5,000円とするものでございます。これは主に、決算見込みによる下水道管等移設補償費及び工事請負費の減によるものです。

また、第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,308万8,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第16号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第16号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由として、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

附則で、この規約は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。議案第16号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第16号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律が、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日等から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

本条例は、刑法等の一部改正に伴い、刑の種類のうち、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に統一されるため、文言の整備を行うものでございます。

第1編は、第1条から第7条で、関係条例の一部改正を規定しております。内容はそれぞれの条例中に規定する懲役または禁錮の文言を拘禁刑に改めるものでございます。

第2編は、経過措置を規定しております。

第1章では、第8条で罰則の運用等に関する経過措置を。第9条で人の資格に関する経過措置のうち、刑に処せられた者についての規定を、それぞれ全ての条例に適用する通則として規定し

ております。

第2章では、第9条で規定した人の資格に関する経過措置のうち、刑に処せられた者以外の者、起訴された者等を資格要件とした一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正に伴う経過措置を第10条で規定しております。

附則で、この条例は令和7年6月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17、議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する、須恵町附属機関にワンヘルス推進協議会及び学校運営協議会を追加するものでございます。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託します。

日程第 18. 議案第 19号

○議長（松山 力弥） 日程第 18、議案第 19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、情報通信技術の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 6 月 7 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条に項ずれが生じたため、本条例及び須恵町税条例中の当該引用箇所を改正しております。

附則で、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 19号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 19号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 19. 議案第 20号

○議長（松山 力弥） 日程第 19、議案第 20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提

出するものでございます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、育児のための時間外勤務の制限の対象者を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大し、介護離職防止のための意向確認及び環境整備に関する規定を追加するもので、併せて文言の修正及び追加を行っております。

附則第1条で、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、2条の規定は公布の日から施行するとしています。

附則第2条で、令和7年4月1日以降に、時間外勤務制限を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第21号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第21号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、本条例中の上位法引用箇所の改正及び文言の追加を行っております。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第21. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するのでございます。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年12月25日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、関連する6つの条例を改正するものです。

改正の主な内容は、扶養手当について、配偶者に対する扶養手当6,500円を廃止し、子に対する扶養手当を1万円から1万3,000円引き上げること、通勤手当の上限額を最大11万円から15万円に引き上げること、管理監督職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、平日深夜午前0時からとしているところを午後10時からとすること、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当の支給を可能とすることなどで、併せて給料表の改正及び文言の修正を行うものです。

附則で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。また、給料表の改正に伴う号級の切替えと扶養手当の経過措置について定めております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第22号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで昼食休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部から議案の訂正の申出がっておりますので、発言を許可します。

権藤上下水道管理担当課長。自席で結構です。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 先ほど私が提案理由の説明をいたしました議案第9号 権利の放棄について、修正箇所がございましたので、この場をお借りしまして、言葉の修正のお願いと謝罪をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

3、債権者数1,374人と書いておりますけれども、こちらの債権者が、申し訳ありません、債務者になります。

その下、4、債権の概要の表の一番上ですけれども、こちらも真ん中の債権者数、こちらが債務者数の変更になります。

すみません。議案書の3ページをお願いいたします。

5、債権放棄の理由の欄で、一番上の本人死亡の冒頭部分で、債権者本人のところが、債務者本人に変更をお願いいたします。

その下、所在不明の冒頭文も、債権者の所在が債務者の所在に変更をお願いいたします。同じく、無資力の欄も債権者の資力が債務者に変更をいただき、そのまま右に行ってくださいまして、債権を履行する見込みのところも債務に変更をお願いいたします。

以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） ただいま申出があった議案第9号の訂正について、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号について訂正いたします。

なお、差し替えは後日タブレットで行います。

日程第22．議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第23号須恵町地域防災施設設備条例の一部を改正する

条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第２３号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、須恵町地域防災施設に中部防災センターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第２３号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第２３号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第２３．議案第２４号

○議長（松山 力弥） 日程第２３、議案第２４号須恵町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第２４号須恵町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和６年１２月２７日に公布され、令和７年４月１日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

内容としましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報酬金の勤務年数区分に、新たに３５年以上の区分を追加するものでございます。

附則で、この条例は令和７年４月１日から施行するとしています。

経過措置としまして、条例別表の規定は、令和７年４月１日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第24号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第24．議案第25号

日程第25．議案第26号

日程第26．議案第27号

日程第27．議案第28号

日程第28．議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について、日程第28、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について。以上、5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第25号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第25号、令和7年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和7年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和7年度須恵町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億9,000万円と定める。前年度と比較しますと7億9,000万円、6.1%の増となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、第2表、地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為による。

一時借入金、第4条で、一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で、給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表、歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から、構成比が多いものから順に3つほど、前年度と比較しながら申し上げます。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します第1款町税は、36億9,604万1,000円、歳入全体の27.0%で、対前年度比3億3,039万5,000円、率で9.8%の増収を見込んでおります。

次に、8ページをお願いします。

10款地方交付税は23億2,100万円、歳入全体の16.9%で、対前年度比1億9,200万円、率で9.0%の増となっております。これは、DX防災減災対策の推進や、地方公共団体の施設の光熱費や施設管理の委託料の増加に対応するための経費、また、常勤職員及び会計年度任用職員に係る給与改定の対応などにより、基準財政需要額が増となるため、普通交付税の増額を見込んでおります。

14款国庫支出金は25億1,296万8,000円、歳入全体の18.4%で、児童手当国庫負担金や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、就学前教育保育施設整備交付金、公立学校施設整備費国庫負担金などの増額を見込んでいます。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で歳入予算の62.3%となります。

その他、対前年度比で大きく増額しているところを申し上げます。

3款利子割交付金200万円、対前年度比100万円、100%の増。

5款株式譲渡所得割交付金2,300万円、対前年度比1,000万円、76.9%の増。

16款財産収入5,380万3,000円、対前年度比768万3,000円、16.7%の増です。

20款諸収入2億9,561万3,000円、対前年度比1億2,697万1,000円で、75.3%の増です。

以上が主な歳入ですが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は50.5%、0.2ポイント増加しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は56億8,204万6,000円、歳出全体の41.5%となっております。

対前年度比較は7億7,825万4,000円、15.9%の増となります。児童手当や保育所等整備事業費補助金、障害者支援費、自立支援給付費や保育士派遣業務委託料などが増となっております。

次に、2款総務費27億2,213万9,000円、歳出全体の16.7%、対前年度と比較しまして3億8,906万7,000円、16.7%の増となります。定額減税補足給付金や自治体クラウドサービス提供業務委託料、バス運行委託料などが増になっています。

次に、10款教育費16億6,671万4,000円、歳出全体の12.2%となっています。対前年度比較2億7,732万8,000円、20.0%の増となります。校舎増改築工事請負費や体育館空調整備工事請負費などの新規事業がございます。

次に、4款衛生費12億8,861万7,000円、歳出全体の9.4%、対前年度比1,663万2,000円、1.3%の減となります。定期予防接種業務委託料などが減となっております。

次に、歳出予算を性質別に見て、構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、扶助費35億3,793万9,000円、歳出全体の25.8%となっています。児童手当、障害者支援費、自立支援給付などが増加しています。対前年度比較5億4,457万3,000円、18.2%の増額です。

次に、物件費31億3,787万2,000円、歳出全体の22.9%となっております。自治体クラウドサービス提供業務委託料、バス運行委託料、高齢者新型コロナ予防接種業務委託料、ICT環境整備備品購入費などが増加しています。前年度と比較しまして3億6,223万5,000円、13.1%の増額です。

次に、補助費20億7,811万3,000円、歳出全体の15.2%となっています。定額減税補足給付金や保育所等整備事業費補助金などが増加しています。対前年度比2億3,484万円、12.7%の増額です。

次に、人件費16億783万円、歳出全体の11.8%となっています。9,414万2,000円、6.2%の増額です。

次に、12ページ、第2表、地方債でございます。

地方債は8件、限度額の合計は5億5,470万円です。起債の方法は証書借入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりです。

13ページをお願いします。

第3表、債務負担行為でございます。債務負担行為は5件、限度額の合計は4億3,184万9,000円、期間については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 冒頭、提案理由の説明を求めるときに、議案第25号を26号と間違えましたので、訂正させていただきます。誠に、申し訳ございませんでした。

次に、議案第26号及び議案第27号について。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第26号、令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和7年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億9,200万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしています。

歳入でございます。

7ページをお願いいたします。

主なものを御説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税4億6,608万7,000円、対前年度との予算額比較で2,055万円、4.2%の減です。令和6年度中の被保険者数の推移と調定額を基に計上しております。

4款1項県補助金21億8,254万7,000円、対前年度比較は3,751万3,000円、1.7%の減でございます。これは、保険給付費等県交付金で、市町村が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものです。

5款1項他会計繰入金2億3,920万5,000円、対前年度比較、2,388万7,000円、9.1%の減でございます。被保険者数の減少に伴い、保険基盤安定繰入金等が減となっております。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

1款総務費2,620万3,000円、対前年度比較6.7%の増です。制度改正、郵便料金の改定等により、通信運搬費等が増となっております。総務費は、人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための事務費でございます。

2款保険給付費21億3,339万9,000円、対前年度比較1.8%の減です。

1款療養諸費、2款高額医療費が主なものですが、被保険者の減少に伴い減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金6億9,190万1,000円、対前年度比較6.3%の減です。

こちらは、県全体の保険給付費について、国、県等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県に納付するものでございます。

5 款保健事業費 3,742 万 6,000 円、対前年度比較 9.7% の増です。いずれも、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制するための保健事業費予算、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は、以上でございます。

続けて、議案第 27 号でございます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 27 号令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第 211 条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和 7 年度特別会計歳入歳出予算書で説明をいたします。

予算書の 53 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 1,900 万円と定める。

第 2 項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算によるとしております。

55 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものを説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 3 億 7,580 万円、対前年度比較 8.1% の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました額を計上しております。

3 款 1 項他会計繰入金 1 億 4,311 万 2,000 円、対前年度比較 3.4% の増でございます。内容は、人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

56 ページをお願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

1 款 1 項総務管理費 984 万 7,000 円、対前年度比較 2.2% の増で、内容は職員人件費が主なものでございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 679 万円、対前年度比較 6.8% の増でございます。

内容は、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納したものを広域連合へ納付するもので、

被保険者の増加に伴い増額となっております。

以上、令和7年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第28号及び議案第29号について、権藤上下水道管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、水道事業会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和7年度水道事業会計予算書で説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水戸数1万1,600戸、こちらは前年度と同数です。
- 2、年間総給水量285万9,000立方メートル、前年度比2.8%増の見込みです。
- 3、年間有収水量272万4,000立方メートル、前年度比2.4%増の見込みです。
- 4、1日平均給水量7,832立方メートル、前年度比2.8%増の見込みです。
- 5、建設改良事業費2億299万8,000円、前年度比41.4%増の見込みです。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億8,006万8,000円、前年度比0.6%の増、これは水道使用料の増によるものです。

支出、第1款水道事業費6億2,142万3,000円、前年度比1.6%の減、これは主に新砂入替業務を隔年実施としており、令和7年度は未実施であるためです。

4ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入2,915万5,000円、前年度比88.1%の増、これは下水道工事に伴う工事負担金の増によるものです。

支出、第1款資本的支出2億8,629万円、前年度比27%の増、これは配水管等施設改良工事及び下水道工事に伴う工事請負金の増によるものです。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,713万5,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填しております。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費9,330万円。

2、交際費10万円。

第6条、たな卸資産の購入限度額、棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。こちらは水道メーターの購入の限度額です。

水道事業会計は、以上でございます。

続きまして、議案第29号についてでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、下水道事業会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和7年度下水道事業会計予算書で説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度須恵町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間総処理水量216万1,206立方メートル、前年度比9.1%増の見込みです。

2、排水戸数9,129戸、前年度比2.1%増の見込みです。

3、建設改良事業費5億998万4,000円、前年度比39.7%増の見込みです。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益9億2,662万3,000円、前年度比24.2%の減。これは主に一般会計からの出資金の減によるものです。

支出、第1款下水道事業費7億9,411万6,000円、前年度比1.9%の減。これは主にマンホールポンプの修繕費の減によるものです。

4ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入6億3,001万9,000円、前年度比26.9%の増。これは主に公共下水道事業債の借入額増によるものです。

支出、第1款資本的支出9億6,511万2,000円、前年度比17.4%の増。これは主に管渠築造工事費の増によるものです。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,509万

3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,079万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,593万3,000円、利益剰余金処分類7,836万3,000円で補填するとしております。

第5条、企業債、起債の目的は合計4件で、限度額の合計は4億5,980万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりとなっております。

第6条、一時借入金、一時借入金の限度額は1億円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費。次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費4,019万2,000円。

第8条、他会計からの補助金、下水道事業に助成するため、他会計からこの会計へ補助を受ける金額は4億1,000万円とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第25号から議案第29号までについては、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第29号までは、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日程第29．諮問第1号

○議長（松山 力弥） 日程第29、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求める。

住所、須恵町大字上須恵776番地3、氏名、岡本省二、生年月日、昭和30年1月1日、任期、令和7年7月1日から令和10年6月30日まで。

提案理由の説明といたしまして、人権擁護委員、岡本省二氏が令和7年6月30日をもって任期満了のため、その後任を推薦するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後1時45分より広報特別委員会を開催しますので、第3委員会室に御集合を願います。

次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これで散会します。

午後1時34分散会

令和7年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和7年3月6日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和7年3月6日 午前10時00分開会

- | | | |
|--------|----------|------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 6 号 | 須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7 号 | 須恵町監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 8 号 | 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 9 号 | 権利の放棄について |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 | 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第 7 | 議案第 12 号 | 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 | 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 9 | 議案第 14 号 | 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 | 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第 11 | 議案第 30 号 | 和解及び損害賠償額を決定することについて |

休憩(委員会審査)

- | | | |
|--------|----------|----------------------|
| 日程第 12 | 議案第 30 号 | 和解及び損害賠償額を決定することについて |
|--------|----------|----------------------|

本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|----------|------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 6 号 | 須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 7 号 | 須恵町監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 8 号 | 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 9 号 | 権利の放棄について |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 | 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第 7 | 議案第 12 号 | 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 | 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 9 | 議案第 14 号 | 令和6年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第 10 | 議案第 15 号 | 令和6年度須恵町下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第 11 | 議案第 30 号 | 和解及び損害賠償額を決定することについて |

休憩（委員会審査）

日程第 1 2 議案第 3 0 号 和解及び損害賠償額を決定することについて

出席議員（12名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	欠 席
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範

総務課参事	黒川忠敬	総務課課長補佐	石津伸篤
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、稲永副町長より欠席の届出がっておりますので、御報告いたします。

本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。7番川口満浩君。

○議会運営委員長（川口 満浩） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回追加提出された議案は、和解及び損害賠償額の決定1件でございます。委員会付託は総務建設産業委員会です。当初本会議で付託された議案第6号から議案第15号までを採決後、追加された議案について提案理由を説明し、総務建設産業委員会で審査、終了後本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第6号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） おはようございます。議案第6号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は福岡県からの福岡県宿泊税を財源とし、本町における観光の振興を支援するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。福岡県宿泊税とは観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税で、福岡県議会で可決、成立し、令和2年4月1日から課税されています。

歳入予算に計上しております観光振興事業宿泊税県補助金は福岡県宿泊税の収入の一部が市町村に交付されるものです。

2ページをお願いします。基金条例制定に必要な事項を定めています。

第1条に、基金の設置について。第2条に、積み立てる額について。第3条に、基金の管理について。第4条に、基金の運用から生ずる収益の処理について。第5条に、繰り替え運用について。第6条に、基金の処分について。第7条に、必要な事項は町長が別に定めるとしています。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、分配金の見込みについての質疑では、答弁として宿泊税交付金については、令和2年度から歳入があり、令和2年47万4,000円、令和3年50万円、令和4年82万

3,000円、令和5年103万1,000円の収入が上がっており、今回基金を作って観光関係の事業に充てたいとの報告がありました。

以上、採決の結果、総務建設委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6項は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第6号須恵町宿泊税交付金基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第7号須恵町監査員条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第7号須恵町監査員条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

上位法である地方自治法の一部改正により、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しがあり、これらの条文の追加により条ずれが生じ、職員の賠償責任に関する規定の引用条項を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条の条文中、「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改めるものです。本来ならば、平成29年公布、令和2年4月1日施行の法改正に基づき、「法第243条の2第3項」は「法第243条の2の2第3項」となっておりましたが、この時条例の一部改正を遺漏していたとのことで、今回、一度に改正を行うものです。

附則として、この条例は公布の日からとしております。

以上、採決の結果、総務建設委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号須恵町監査員条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、民法第166条の規定に準ずる料金債権の放棄に関する規定を追加し、水道料金の延滞金に関する規定を、遅延損害金に関する規定に改めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正の前提といたしまして、水道料金が税などの公債権ではなく、私債権として取り扱われるようになったことによるもので、税は地方税法で規定されているように納期限を5年過ぎると時効となり、徴収の権利が消滅してしまいます。

従来、水道事業は自治体が行うため、水道料金も税と同じように公債権として取り扱われ、税と同様の収納方法や延滞金の徴収、不納欠損の処理等を行っていましたが、平成15年10月の最高裁において、水道料金は民法に基づく私債権であるということが確定し、それ以降は税のように納期限を5年過ぎると徴収することができなくなるという規定が適用されなくなりました。また、民法では債権者須恵町の徴収に関する時効はなく、現在の須恵町の給水条例では債権の放棄に関する規定がありません。

以上の点を踏まえ、今回、給水条例に債権の放棄に関する規定を追加し、それに伴い延滞金に関する規定を民法上の遅延損害金に関する規定に改める措置を行うものです。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

料金の債権の放棄について、第35条の次に、民法第166条の規定により、消滅時効が完成した水道料金債権について、これを放棄することができる規定（債務者の死亡、所在不明、破産法・会社更生法の規定により責任を逃れた等）を追加し、第37条の延滞金に関する規定を遅延損害金に関する規定に改めるものです。

附則として、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。適用区分、第2項、この条例による改正後の第35条の2の規定は、この条例の施行日以降に消滅時効が完成した料金に係る債権について適用する、としております。

質疑として、5年の間、不能欠損をしないと、回収されないまま、遅延損害金が膨らむと思うので、速やかに不良債権を処理したほうがよいのではないかという質疑に対して、遅延損害金は支払いがされて初めて発生するものなので、未納状態では発生しないとの答弁がありました。

また、資料にある「管理者が特に必要と認めるとき」の文言は必要ではないかとの質疑では、消滅事項が完了した分に対し、管理者が特に必要と認めるときが適用されるので、要件は変わらないとの答弁がありました。

また、遅延損害金の規程は、この規定で遡及するののかとの質疑に対し、公布の日からとしておりますので、経過措置的な文言はあえて入れていないとの答弁がありました。

また、水道料金以外でも、延滞金から遅延損害金に変更しなければならない債権があるのではとの質疑には、機構改革の中で、できれば収納対策課のような部署で精査できるように進めていくとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第9号権利の放棄についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第9号権利の放棄について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会

の議決を求めるものです。

1、放棄する権利、水道料金債権。2、債権額1,804万6,196円。3、債務者数1,374人。4、債権の概要、調定年度ごとの、放棄の理由、債務者数、金額は記載のとおりです。

議案第8号の上水道給水条例の一部を改正する条例についての関連議案で、水道料金債権の放棄についてです。

今回、最高裁が水道料金は私債権であると確定した時点に遡り、既に公債権として不能欠損処理が済んでいるもの以外の私債権を放棄する一覧となっております。

質疑として、これらが全ての債権なのか、債権が消滅したらバランスシートに反映されるのかとの質疑には、既に不納欠損済みなので消去されており、帳簿にはなく不納欠損のデータ上で管理しているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第9号権利の放棄については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5．議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第10号町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、町道路線の整備を図るため、町道路の認定の必要が生じたので提案するものです。今回の道路認定は7路線です。新規認定7路線について、図面番号①から⑤につきまして、いずれも民間の開発行為の宅地分譲等において公衆用道路として寄付を受けた道路、図面番号⑥、⑦につきましては、筑紫野・古賀線拡幅工事の取付道路付替え道路で、一般公共道路として新規認定を行うものでございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第10号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。13番田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第11号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第9号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億4,041万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2,380万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正。地方債の追加、変更は、第2表、地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加変更は、第3表、債務負担行為補正によるとしております。

第4条、繰越明許費の補正。繰越明許費の追加は、第4表、繰越明許費補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、説明については省略いたします。

質疑として、歳出3款第2項須恵みなみ幼稚園運営事業について、保育士派遣業務委託料の残額を問うもの。答弁として、今年度は園児の数が少なく、今の人数で運営できていることによる残、新年度は20人の募集のうち16人の応募なのでもう少し頑張っていきたいというものでした。

6 款第 4 項堆肥センター管理運営事業について、トラクター補助金不採択を問うもの。答弁として、他の申請が優先され、県の補助枠に入らなかったというものでした。

同じく、6 款第 2 項森林整備管理事業について、皿山公園上の広場からの景観が、樹木の繁茂により損なわれているが、現状を問うもの。答弁として、茂っている樹木は桜であり、今のところ伐採の予定はないというものでした。

8 款第 1 項道路維持管理事業、並びに同第 4 項都市計画推進事業について、研修会不参加を問うもの。答弁として、職員の異動等により、研修に適した職員の派遣が困難となったというものでした。

関連で、町内道路の渋滞解消について道路の拡幅を問うもの。答弁として、現段階では、のり面用地などの余白があるところは拡幅し、離合しやすくできるよう、整備計画を立てているというものでした。

10 款第 1 項第 2 小学校給食事業、並びに同第 5 項須恵中学校維持管理事業について、備品購入費の残額を問うもの。答弁として、第 2 小給食備品については、設計の見直しを行い、電気をガスに変更したこと等により減額。須恵中キュービクル工事については、埋設されていた部分の変更を行い、減額できたというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第 11 号について討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第 11 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 11 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 11 号令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 12 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 12 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。5 番男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第 12 号令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億8,374万3,000円とするものです。

第2項款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

4ページ、5ページ、歳入です。

1款1項国民健康保険税1,255万円の増額補正は、1月の保険税収入済額をもとに決算見込みにより増額したものです。

2款1項手数料6万円の減額補正は、督促手数料の徴収を廃止したことにより減額したものです。

3款1項国庫補助金11万7,000円の減額補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関わるシステム改修等の国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金の確定による減額です。

4款1項県補助金95万2,000円の減額補正は、普通交付金の増額、特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額です。

5款1項他会計繰入金1,211万7,000円の減額補正は、保険基盤安定繰入金は基盤安定負担金の申請額により減額。未就学児均等割保険税繰入金は、決算見込みにより減額しております。財政安定化支援繰入金は、県通知額により減額。その他一般会計繰入金は国保会計の収支決算見込みにより、赤字分補填分を増額しております。産前産後国民健康保険税繰入金は、見込みにより対象者が少なかったことによる減額です。

7款1項延滞金、加算金及び過料50万円の減額補正は、国保税滞納延滞金の収入済額による減額です。

3項雑入119万6,000円の増額補正は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによるものです。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8．議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第13号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。5番男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第13号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,586万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,230万7,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページ、歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料1,090万円の増加補正は、令和7年1月末の調定額及び収納率により算定した決算見込みによるものです。

2款1項手数料6,000円の減額補正は、督促手数料の決算見込みによるものです。

3款1項他会計繰入金808万4,000円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合の通知により基盤安定繰入金を減額したものです。

4款1項繰越金3,105万9,000円の増加補正は、前年度繰越金及び広域連合の出納閉鎖3月末以降の4月、5月に収納した前年度分の保険料繰越分の増額です。

5款4項雑入200万円の増額補正は、前年度事務費負担金の返還金です。

10ページ、11ページ、歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3,586万9,000円の増額補正は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの決算見込みによるもので、広域連合へ納付する負担金の増額です。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第14号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。6番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第14号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出（第1款）水道事業費、補正額380万円を減額し、補正後の額を6億4,252万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入（第1款）資本的収入、補正額965万2,000円を減額し、補正後の額を584万8,000円とするものです。

支出（第1款）資本的支出、補正額1,120万円を減額し、補正の額を2億1,427万9,000円とするものです。

また、第3条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億843万1,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしております。

詳細につきましては、次ページ以降で説明いたします。次の2ページ、3ページをお願いいたします。

令和6年度水道事業会計補正予算実施計画内訳書です。

収益的収入及び支出です。

第1款水道事業費、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額380万円の減額です。

節委託料、新砂入替業務委託料230万円の減及び浄水場等周辺整備委託料150万の減、どちらも決算見込みによるものです。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入です。

第1款資本的収入、第1項負担金、第1目負担金、補正額965万2,000円の減額です。

節工事負担金 9 6 5 万 2, 0 0 0 円の減額は、下水道工事に伴う水道管等移設補償に対する工事負担金の減によるものです。

続きまして、支出です。

第 1 款資本的支出、第 1 項改良費、第 2 目配水施設改良費、補正額 1, 1 2 0 万円の減額です。節工事請負費、配水管等施設改良工事請負金 1 2 0 万円の減及び下水道工事に伴う工事請負費 1, 0 0 0 万円の減、どちらも決算見込みによる執行残分の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第 1 4 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 1 4 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 1 4 号令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 0. 議案第 1 5 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 0、議案第 1 5 号令和 6 年度須恵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます 6 番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、令和 6 年度須恵町の下水道事業会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款下水道事業収益、補正額 4, 8 4 6 万 7, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 1 1 億 7, 3 5 6 万 1, 0 0 0 円とするものです。

支出、第 1 款下水道事業費補正額 1, 3 6 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 7 億 9, 5 6 0 万 5, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款資本的収入、補正額 7, 7 8 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 4 億 1, 8 4 4 万 7, 0 0 0 円とするものです。

支出、第 1 款資本的支出、補正額 6, 0 8 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 7 億

6,153万5,000円とするものです。

また、第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,308万8,000円は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしております。

詳細につきましては、次ページ以降で説明いたします。次のページ、2ページ、3ページをお願いします。

令和6年度下水道事業会計補正予算実施計画書内訳書です。

収益的収入及び支出、収入です。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計負担金、補正額1,296万7,000円の減額です。節他会計の負担金1,296万7,000円の減額は、決算見込みによるものです。

その下、第3目他会計補助金3,550万円の減額です。

節他会計補助金3,550万円の減額は、決算見込みによるものです。

続きまして、支出です。

第1款下水道事業費、第1項営業費用、第1目管渠費、補正額1,550万円の減額です。

節委託料、事業認可設計業務委託料1,300万の減及び修繕費250万の減、どちらも決算見込みによるものです。

その下、第3目流域下水道維持管理負担金、補正額355万2,000円の増額補正です。

節流域下水道維持管理負担金、多々良川流域下水道維持管理負担金355万2,000円の増額は、物価高騰、電力費高騰等による増額です。

その下、第4目総係費、補正額167万4,000円の減額補正です。

節委託料、下水道台帳整備管理業務委託料167万4,000円の減額は、決算見込みによる執行残分の減額です。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出収入です。

第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債、補正額6,110万円の減額です。

節公共下水道事業費6,110万円の減額は、工事請負費の減額に伴う減です。

その下、第2項他会計補助金、第1目他会計補助金、補正額1,000万の減額です。

節他会計補助金1,000万円の減額は、決算見込みによるものです。

その下、第3項他会計補助金、第1目国庫補助金、補正額2,260万円の減額です。

節国庫補助金2,260万円の減額は、交付額の確定によるものです。

その下、第4項負担金等、第1目受益者負担金等、補正額2,400万の増額です。

節受益者負担金 2,400 万円の増額は決算見込みによるものです。

その下、第 5 項その他資本的収入、第 1 目その他資本的収入、補正額 8 1 2 万 8,000 円の減額です。

節その他資本的収入、県道下水道移設補償費 8 1 2 万 8,000 円の減額は、県の工事が次年度に延びたことによるものです。

続きまして、支出です。

第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、第 1 目管渠建設改良費、補正額 6,082 万 8,000 円の減額です。

節委託料、実施設計業務委託料 1 1 7 万 6,000 円の減額は決算見込みによる執行残分の減額です。

その下、節補償費、水道管等移設補償費 9 6 5 万 2,000 円の減額は、対象工事の減に伴う減額です。

その下、節工事請負費、管渠築造工事請負費 5,000 万円の減額は、まち工事量の減によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第 1 5 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 1 5 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 1 5 号令和 6 年度須恵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 3 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、議案第 3 0 号和解及び損害賠償額を決定することについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 3 0 号和解及び損害賠償額を決定することについてでございます。下記のとおり、和解及び損害賠償を決定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、相手方が令和 6 年 6 月 6 日午前 1 1 時ごろ、川子入口バス停から

コミュニティバス（佐谷から川子線３便）に乗車した際、乗降口付近の座席に着席しようとしたところ、着席する前にバスが発進したためバランスを崩し転倒、相手方はバス最後尾付近の段差で腰を強打し、胸腰椎を圧迫骨折したものでございます。

損害賠償の額は２３８万６，４５８円で、和解の内容、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、今回の事故につきましては、交通事故に係る損害賠償事案であり、町長の専決処分ができる賠償額を超えていることから、コミュニティバス内での転倒事故について損害賠償額を決定し、和解をするため、議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第３０号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第３０号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで、総務建設産業委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時07分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり、追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第１２．議案第３０号

○議長（松山 力弥） 日程第１２、議案第３０号和解及び損害賠償額を決定することについてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。６番稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案書の１ページをお願いします。

議案第３０号和解及び損害賠償額を決定することについて、総務建設産業委員会の審査報告を

いたします。

提案理由は、今回の事故については、交通事故にかかる損害賠償事案であり、町長の専決処分ができる賠償額１２０万円を超えていることから、コミュニティバス内での転倒事故について損害賠償額を決定し、和解をするため、提案をするものです。

事故の概要ですが、相手方が令和６年６月６日午前１１時ごろ、川子入口バス停からコミュニティバス（佐谷から川子線３便）に乗車した際、乗降口付近の座席に着席しようとしたところ、着席する前にバスが発進したためバランスを崩し転倒、相手方はバス最後尾付近の段差で腰を強打し、胸腰椎を圧迫骨折したものでございます。

損害賠償の額は２３８万６，４５８円で、和解の内容、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

今回の事故の損害額は、治療費等その他を合計しますと、損害額合計は３４０万９，２２６円となります。

本件につきましては、須恵町が委託するコミュニティバス運営事業で、バスの運転手が乗車した相手方の着席を確認する前に発進したことが原因で発生した事故となります。

しかしながら、相手方にもバスへの乗車の際の注意義務があるため、過去の判例に基づき、須恵町の過失割合を７割として、町の損害賠償額は３４０万６，２２６円の７割となる２３８万６，４５８円と決めました。

また、町の損害賠償額の額７割分につきましては、須恵町が加入しております自動車共済保険での対応となります。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第３０号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３０号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第３０号和解及び損害賠償額を決定することについては、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は３月１０日午前１０時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時07分散会

令和7年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

令和7年3月10日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和7年3月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	欠 員
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長	梅野 猛	係 長	吉開 英
-----	------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副 町 長	稲永 修司
教 育 長	猪股 清貴	総 務 課 長	諸石 豊
公園緑地課長	世利 昌信	こども家庭課長	吉川 聡士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課長	中牟田 健

福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより一問一答方式で行います。質問時間は答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） 皆さん、おはようございます。2番議員、川原幸治です。

通告書に従いまして、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

1年ほど前、子どもに何らかの不安とか、そういったものを抱えている御家庭は幼少期からの取組というのがすごく大切で、すいません、ちょっとマスクを外させてもらいます、取組がすごく大切で、そこに携わる方々たちの取組とか支援内容をお尋ねして提案させていただきました。

今回、高校卒業後を何となく肌感じて、でも子どもに何らかの不安を感じている御家庭というのは少なくありません。卒業後の進路先が、どんなところが子どもにとって一番合っているのか、身辺自立や経済的な自立、そういったものが実際どの辺まで可能なのか、福祉サービス事業所の中身や特色を事前に聞いとけばよかった、そういった声も耳にします。

子どもさんが何らかの障がいを抱えて卒業後にどんな進路先があるのか、その情報をどこからどのように入手するか分からず、漠然とした不安を抱えている保護者や家族は少なくありません。

そこでまず、須恵町の状況を確認したいと思いお尋ねします。

須恵町での小中学校で通級・特学クラスに通学している生徒数を教えてください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 令和6年度の状況は、通級が小学校64人、中学校24人です。

特別支援学級が小学校212人、中学校82人となっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

次にお尋ねします。

須恵町から特別支援学校の中高等部に通学されている生徒数をお教えてください。

○議長（松山 力弥） 吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 令和6年度須恵町から特別支援学校中等部に通学している生徒は

12人となっています。特別支援学校高等部へ通学している生徒は学校教育課では把握をしておりません。

参考としまして、令和5年度の卒業生が高等部に進学したのは特別支援学校の中等部から4人、須恵町の特別支援学級から4人の合計8人となっています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

通級・特学クラス、特別支援学校に通学されている生徒数が須恵町でそのくらいいらっしゃるということで、ただ今後、今お聞きした人数よりももっと増えてくると思います。

理由としては、この先もっと世の中が障害特性の理解を深めていく、そういう状況になっていくと思います。もっともっと理解が深まっていくと思います。医学的な診断名ではないので、聞き慣れて、聞いたことがないか、聞き慣れてないかもしれませんが、この境界知能（知的ボーダー）という方々たちがいます。この方々たちは一般的に福祉の手からこぼれ落ちる人たちと言われております。

理由としては、軽度知的障害でもなく発達障害の診断も受けず、通常で生活されてます。でも、何らかの問題があったり、そういった行動があったりというのが見られる、そういう方々です。

もちろん、発達障害と被る部分もあります。例えば、ASD自閉症スペクトラムとか注意欠如・多動症とか、学習障害とかそういうのが顕著に出ていれば発達障害という診断を受けて、福祉の支援を受けられます。ただ、そういう方も少ないです。付け加えると、この境界知能っていうところにいらっしゃる方々というのは、全国で大体1,700万人、7人に1人がそういう方だと今言われております。そういった方々の特性、そういったものに理解が進めば、この先もっと増えていくと思います。といったのがそういう理由です。

今後、支援の手が必要になっていく人たちが多くなると推測される状況で最近では就労支援事業の廃止とか、福祉サービス事業所の閉鎖っていうのが増えてきているなという感じがします。

理由はいろいろあると思います。

今後福祉サービス事業所を利用する方々は増えていきますが、今現在でも福祉サービス事業所、数が足りないとか、自分の子どもにあった特性の事業所がなかなか見つからないとか、ないとか、そういったこともよく耳にします。

そこで、ちょっとお尋ねいたします。

須恵町の障がい福祉サービス事業所数をお聞きします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 須恵町には、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律第36条、同第38条に基づく指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設の事業所は15事業所ございます。

内訳は居宅訪問系事業所4事業所、通所系事業所6事業所、共同生活援助（グループホーム）2事業所、相談支援事業所3事業所になります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） ありがとうございます。よく分かりました。

障害福祉サービス事業所といっても、介護給付である介護支援を受けられる重度訪問介護とか生活介護とか、また、訓練等給付による訓練などを受けられる自立支援とか、就労移行支援とか就労継続支援とかいろいろあります。先ほどお聞きした通学している生徒がおられる御家庭の中には各サービス提供事業所がどのような特色を持って支援を行っているのかを十分に知らない方も多くいらっしゃると思います。

次にお尋ねしたいのが、先ほどお話ししたように障がい福祉サービス事業所といってもいろいろあります。その障がい福祉サービス事業所のどれかを始めようと思ったとき、県に申請書を出げるときに、須恵町にも意見書を出してもらう必要があると思います。

そこで、ちょっとお聞きします。

須恵町での障がい福祉サービス事業所の供給制限の基準というのはどうなっておりますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 障がい福祉サービス等の適正な量を確保することで、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制（新規及び定員増を伴う事業所の指定をしないこと）を必要により実施します。

総量規制する際は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画に記載しております福祉サービスの必要見込み実人数に対し、事業所数が足りているかを基準として、加えて受給者の状況や近隣市町の制限の状況を加味し決定いたします。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。ありがとうございます。

障がい福祉事業所、障がい福祉サービスといっても、先ほどお話ししたように多種多様いろいろあります。もちろん須恵町の計画量というものも今お話ししていただいたように、例えば新規は不要とか設置を認めるとか、いろいろ基準はあると思います。先ほどからお話しているように事業所ごとにサービスの特色や違い、特定の障害特性の人たちを対象にしていたりとか様々です。

例えになるか分かりませんが、B型事業所というのがあります。B型事業所というのは高い工賃を望めるB型事業所だったり、工賃ではなくて、まず毎日家から出ること、そして地域の方た

ちと一緒に共同で何かをして生産をする、その支援をする共同加算型の事業所があったり、中身が全然違います。

指定基準がどういう感じなのかなと思ってお聞きして、事業所のその中身、特色を知ることとはとても大切なことです。最初にお話ししたように合っている事業所がないとか、B型はあるけどそのペースについていけないとか、B型はあるけどそのペースはちょっとゆっくりすぎるとか、いろいろありますので、中身を知ることが大切ということをお伝えしたくてお聞きしました。

では、次にお尋ねします。

須恵町ではペアレントトレーニングを実施されたことはありますか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長…ちょっと待って、答弁はどちらがしますか。

吉川課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） ペアレントトレーニング、通称ペアトレと言っておりますけれども、保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することで、発達障害のある子どもの行動変容を促すプログラムでございます。対象者は、一般的に3歳から9歳ぐらいまでとされております。

現在ペアレントトレーニングは、こども家庭課の事業としては行っておりませんが、発達が気になる未就学児をお持ちの御家族を対象に、臨床心理士による発達相談や療育の機会に、指導員による保護者へのフィードバック等を行っております。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） よく分かりました。

ペアレントトレーニングといっても、いろいろあります。対象年齢も先ほどお答えいただいたように3歳から9歳。いろいろな方式によっては18歳を迎えようという方も対象になったりとか、先ほど言われた行動変容が一番の肝で、行動変容というと人の考え方を一度変えて、その習慣とか行動を、また、変化させながら定着させるその考え方を定着させる一連の流れなんですけど、そういったところを求めて親が養育スキルを身につけながら実際に家庭で取り組み、子どもの行動を変えることにつなげていきます。そして親の関わり方が変わることで育児ストレスの緩和でレスパイトも望めたり、親子関係の強化、改善も期待できるよい取組だと思っております。ただ、参加者がなかなか集まらないと私は聞きます。

理由の一つとしては、トレーニング期間の長さですね。講義が方式によってはいろいろありますが、大体90分から150分くらい、それを6回から10回やっていきます。もちろん家庭での実践も踏まえながら、それをまた持ち帰って、持ち戻ってグループ内で報告をして、それをまた実践をしていく。かなり時間と日にちがかかります。時間と日にちを要する取組は、よい取組

でもなかなか浸透させていくのが難しいかなと思っております。

このペアレントトレーニングは、不登校児とか行為障害とか、素行障害、非行といわれる生徒、児童たちにも活用されているということも聞いたりします。とにかくよいものであっても、保護者、家族が時間を取られるというのは参加者側から考えるとハードルが高いものです。

では、最後にお尋ねいたします。

須恵町で就労準備セミナーを実施するお考えはありますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内ひとみ） 須恵町では、就労の御相談をいただいた際には、委託しております一般相談支援事業所や、福岡県の障がい者就業・生活支援センター等の御案内を行っております。また、必要な方には障害福祉サービスの就労系サービスの提供を行い、相談支援専門員さんによる個々に応じた支援が行われており対応できている状況でございます。

御質問の就労支援セミナーの実施につきましては、行政が主体で実施するよりも、専門の知識と経験をお持ちの事業所の皆様方主体で行うことでより効果的で、よりよい就労支援準備セミナーが実施できるのではと考えております。そのようなお話をお受けした際には協力していきたいと考えております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 川原議員の質問に、6問質問されてですね、全てお尋ねという形だったんですけども、それは川原議員がそういった事業関係に従事されてですね、須恵町でどういったことをやってるんだろうなという質問だったと思うんですけども、もう一つ突き詰めると川原議員からですね、だから、自分としてはこういうふうにやりたいんだという御意見をお伺いしたかったんですけども、私思うにこの障がい者、二通りがありますよね、知的と身体と。であるわけですけども、私役場に入ったのが昭和53年でそれから約8年間福祉課におりました。ときは移って43歳で課長になったときが福祉課で、現在ですよ、当時からすると知的障がい者、身体障がい者に対するいろんな研究、医療系でも全て進んで、当時とは比較にならないほど多種多様にわたってます。おっしゃった通りで。それに全てですね、行政サイドが何らかの施設を作るとかですね、あの自前で何かやるというのは恐らくこれ、不可能だと思うんですよ。なぜかという専門性も必要だし、役場の職員というのは大体早くて3年ぐらいで異動していきます。どんなにそれに対して自分が理念を持って取り組もうとした職員がいたにしても、異動していくとその熱意とかやってることというのは伝わっていかないんですよ。

ですから、行政サイドの役割としては川原議員ほど詳しい人たちが議員になってらっしゃるわけですから、いろんな提案をしていただくと。そしてそれをどうやってきちんと須恵町の中で制度化していくか、それに対する補助的な役割、財政とかですね、いろんな人的な部分で専門家と

かそういったことをやるのが行政の役割だと思うんですよ。そうしないとおそらく行政サイドが一生懸命それやっても続いていかない。そうすると結局、川原議員が心配していらっしゃるようなことがいつまでも続いていくということです。

ですから、川原議員、せっかく議員になっていただいて、特にそういった系の、福祉系の知的障害あるいは身体も含めてそういった事業所経営も詳しいわけですから、何が須恵町に足りないのか、それをどう落としていけば須恵町の中で、特に保護者の方々が考えていらっしゃるのとは大体専門的に3歳まではわからないんですよ、3歳過ぎて診療所に行ってください、これもハードルなんですよ、行政としては。本当に保護者の方々と腹割ってですね、いいですかって、5歳になったらね、1回目のハードルが来る。就学指導委員会であるんです。で、一般の学校に行きたいんですか、どうなんですかまで、行政サイドはまず保護者と話していかないといけないんです。

それで、はからずも何らかの知的な障害とかいろいろ持っていていらっしゃる場合について、今度は寄り添う形で、じゃあどうするんですかと。普通の学校に行きたいと、じゃあ作戦練りましょうよとそういったことが行政の役割であって、それを補完する役割の施設の役割、っていうのは行政がやってもおそらく無理なんですよ、ですからそのあたりについては今回の質問で川原議員は質問だけに、遠慮してその辺で終わっていますけども、いろんなことを思っていると思いますから、これから担当課通じてとか私のところ直接来られてもいいです。私自身もそういったこの言葉、語弊があってあまり使いたくないんですけど、そういった一般から見るとハンデがあるような人たちでも社会の中で18歳以上、要するに成人になっていく、その中で何らかの活躍の場というのは提供できる可能性がいっぱいあると思うんですよ。それは要するにいろんな人が発案やってきて、それを議員が声として取りまとめて上げられて、それを制度化するのは行政の役割だと思いますので、これからは遠慮なくどんどん活動して提案してってください。

保護者の方々は自分たちが死んだらどうなるんだろうか、これ最大の悩みですよ。私も重々わかっております。やっぱりその悩み、それを少しでも和らげて、この須恵町にそういった人たちが住んでも、100%とはいかないかもしれないけども、こういう制度もある、それをうまく具合で使えばいいよというような須恵町にしていきたいと思っていますので、どうか、川原議員が持っていていらっしゃる能力、いろんなアイデア、そしていろんなツールあると思いますから、どんどん提案してください、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） すいません、いろいろ。次回から、もっともっと突っ込んでですね、もちろん経験も踏まえながら提案していくように、今の言葉ちょっと真摯に受け止めて、須恵町のために頑張っていきたいと思います。

先ほど、町長もおっしゃられたように、自分が亡くなった後、子どもに対して、すごく亡くな

った後のことをやっぱりよく話されます。おっしゃる通りです。８０５０問題とかいろいろありますが、こういった障害福祉の現場でも老障介護、年老いた親が障がいを持つ子供を支えて日々暮らしている、そういう状況にある老障介護という現状があります。

これは、老障介護というのは共依存の関係があって、これはもう自立を著しく妨げます。やはり早い時期に、一番最初にお話したように身辺自立だったり経済的な自立、それが叶うものであれば、自分が想像していた、親が想像していた以上のものが望めるであれば、いろんな事業所、適性にあった事業所、そこで適正な支援を、応援を受けるということはすごく大切だと思っておられます。

ちょっと長くなりますが、１０年ぐらい前ですかね、そういった障がい児・者の方たちにアンケートを取って６，０００人ぐらいに。その時に親と暮らしているという方が、６，０００人中６５歳未満で５０％、半分以上だったと記憶しております。ちょっと間違ったらすぐ訂正いたします。

それで、何が言いたいかと言いますと、その共依存の関係で年を老いた養護者、親がやはりＡＤＬというか、その身体機能が落ちたりすると、やっぱりやりたことがやれない、思い通りにいかない、そうすると生活の質（ＱＯＬ）も下がっていった虐待という方向に進んでいったりとかします。

就労準備セミナーというのは、もちろん専門的なことも必要かもしれませんが。ただ事業所に声をかけて、事業所が自分の事業所でこういうことをやっていますという、なんかこう、説明をできる場、機会を設けてもらえたらなと思って、今回こういった質問になっているんですが、それで親御さんが何名参加していただいて、どういうふうになるかというのは、まずやってみないとわからないと思い、ちょっと質問させてもらいました。

就労準備セミナーを受けると、実際に進路先に行ったときに自分の特性と合わない、うまくなじめないという形で辞められて、辞められて次の事業所に行けるんだったらいいんですけど、ひきこもりになってしまつて。これこそ老障介護の入り口の一つだと思っています。なので、最初から再三お伝えしているのは、やはり適切な支援、特性に合った支援で、そこがどういうところにあるのかというのを親御さんが知る、御家族が知るということがすごく大切だと思って、この話をちょっとすいません、長く話しております。

就労準備セミナーは、専門的なこと、あるかもしれませんが、私ができるところを御提案させてもらって、生かしていただこうと、いろいろ検討していただこうと思いました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、川原幸治君の質問を終わります。

１３番、田ノ上真君。

田ノ上君の質問をする前に報告いたします。田ノ上議員より2問目の取り消しの申出がありましたので、私、議長が許可しましたので御報告とさせていただきます。

その報告、取り消しについて、田ノ上君が一言。

○議員（13番 田ノ上 真） 諸事情ございまして、2問目を取り下げさせていただきました。

私自身、大変に猛省しております。たるんでおると考えております。執行部の各位、そして、議会同僚の諸兄にはここでおわびを申し上げます。大変に申し訳ありませんでした。

それでは、気を取り直しまして1問の質問をさせていただきたいと考えております。

防犯灯の電気代負担を見直しては、と題して伺います。

須恵町の組合では、年々組合加入者が減る一方の状況です。今後、組合の自治機能に支障が出てくるのではと憂慮しております。防犯灯の灯りは、そこに住む住民はもとより、就業する人、通過する人、あらゆる人に利益があるものです。

であるならば、公費で賄う合理性もあると思います。町内の組合加入者の現状から、電気代に補助を入れていくことが、地域負担の軽減になり、公平の観点からも必要と考えます。

それでは順次、お伺いいたします。

町内の組合保有の防犯灯の数はどれほどでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今回の防犯灯の電気代負担を見直してはという御質問ですが、先日の町長諸報告で申されました事業内容と関連する点が多くございます。特に、数字的な面は先日の町長諸報告でお話しされた事業で明らかにしていく予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それでは御質問についてでございます。

町内の組合保有の防犯灯の数ということですが、町内の防犯灯の数ですが現在のところ正確には把握はしておりません。九電関係者のほうに聞いてみたところ、約2,000灯程度はあるのではというところで伺っております。今後の事業で明らかにできればと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御報告ありがとうございます。一般に他町の方から須恵町は暗いとよく耳にするとと思いますが、それでもこれだけの2,000灯という数があるということでございます。よく分かりました。

次に伺います。

年間の防犯灯の電気料金はどれほどと推定しておられるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 昨年、区長会のほうに1回調査したことがございまして、参考の資料になりますが、御回答いただいた20行政区のうち18行政区から御回答いただいています。

18行政区の電気代が合計で667万4,110円、残りの2行政区が不明なんです、それを合わせると800万円超え程度になるのではというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） ありがとうございます。少し計算をさせていただきました。そうすると、この800万円と仮定いたしますと須恵町の所帯数13,000とすると非常に粗い計算で恐縮ですが、一所帯あたり615円程度。そして須恵町の、これは組合が負担している電気代でございますが、加入率を56%と仮定いたしますと未加入の方々が44%いらっしゃるということで、実際この部分が800万円の44%で352万円ぐらいになるかという計算であります。

つまり、組合加入世帯は地域差は当然ございます。そう思いますが、町全体で考えると352万円を余計に負担しているという考え方も成り立つのではないかと思います。

続きまして加入一世帯あたりの料金負担は、この800万円を基にするとどれほどと推定しておられるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 先ほどの申し上げた金額から一世帯負担が年間で大体1,043円となります。この額は先ほどの667万4,110円（18行政区）ですけれども、それから当該行政区の組合加入数で割った額でございます。組合の加入世帯以外からも防犯灯代等を徴収している行政区もございますので、区・組合等で差があるということは申し上げておきます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。ただいま、課長申された分でいうと、様々なパターンがあるので一概に言えないということを了解した上で、また粗い計算をさせていただいて恐縮ですが、先ほど、須恵町平均でいいますと615円という計算が出ましたが、ただいまの御報告で加入一世帯は1,043円になるかというお話でございます。ということ是一所帯あたり計算すると428円ほど過剰に払っているのかというふうにも考えられるわけです。これはその昔、須恵町の組合加入者が限りなく100に近い時代があったと思いますが、そのときならば負担しなくて済んだ額になるのではないかと考えております。

そこで伺います。

組合加入率は、今後どのように推移していくと思われるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） あくまでも参考になりますけれども、過去5年の推移を見てみますと、加入率が令和2年が61.6%、令和3年が57.6%、令和4年も57.6%、令和5年が57.5%、令和6年が56.8%となっておりますので、今後も現状維持か微減傾向で推移していくものというふうに見ております。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） しつこいようで恐縮です。そうであるならば、加入1世帯あたりの防犯灯の電気料金負担は増え続けていく、微増ですね。微増し続けていくものと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おっしゃるとおり、加入率が減っていけばそれに伴う負担は増えていくだろうというふうに考えています。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） その一方でフリーライダーといいますか、費用負担をしない住民が増えていくということになるかと思いますが、これはいかがお考えでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁できますか。町長と…誰が答弁しますか。平松町長。

○町長（平松 秀一） 結論になるかと思いますが、昨年の3月の定例会だったですかね、組合加入率に対してお答えして、シニアクラブの高齢者学級の中で組合加入率の問題については単独の町では片づけられんと。

もともとこれは国が考えることであろうというぐらい大きな話なんですよ、その中でこの組合加入率の問題というのは、この中ではどう言いますかね、直接の質問じゃなくて関連ということで質問なされたんですけれども、そのことも含めて町長報告、一番最初に言ったように何らかの形で、何らかの形で行政区を構成されている皆さんに対してですね、まず何かやってみようということで、全部の電気についてLED化を図ることによって、その工事は全て町が持ちます。

そうすることによってどれだけの削減効果があるのかというのを見ていかなきゃいけない。最終的にその結果を受けてですね、その後その電気代をどうするかという話になると思うんですけども、副議長が音頭を取られて組合加入率の検討委員会で作られてやられているわけですから、何もかも便利になると行政対一個人との契約のもとで、本来であればその姿なんですけど、日本というのはその間に自治会があって、そこでワンクッションを置いていろんなものを担ってもらっていると。その形式がまさに要らなくなりますよ、いいですよという答えになってしまうんです。ですよ。だからこの問題というのはただ電気代を役場が負担すればいい、800万円を負担すればいいという話にはならない。

ですから、今回LED化してですね、で、どういう結果が出るのかというのは1年たってみな

いとわからない、その向こうでじゃあ電気代どうするんだということを区長会ともお話ししながらですね、コンセンサスを測っていくのが一番いいのかなと思っています。ですからこれ、今回どうなるんだと言われても、町長諸報告で言ったようにまずはLED化やって、で、将来に向かって電気代がLED安いですからね、まずどんだけ効果があるんだとその確かめた向こうでじゃあ全体的にどう考えるんだという話だと思います。

ですから、これも最後の質問に対する答えになってしまうかもしれませんが、要はですね、私は全てを役場がここで宣言やって防犯灯については役場が払いますというのは言いません。もし払わざるを得なくても、あくまでも自治会運営というのはこの町の根幹ですから、そこに対する助成金という考え方しかないと思います。それもやるかどうかについては、今回1年間結果を見てということになると思いますので最後の6問目の答えになるかもしれませんが、今の質問がもうその質問でしたからそういうことでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 早いタイミングでの御答弁ありがとうございます。

そうですね、その上で続けさせていただきます。

防犯灯の管理は組合が行うと。そして電気料金は町が組合に補助をする仕組みですね、この導入について後先逆になりましたがお伺いをいたします。

調べたところ全国的には補助をしている自治体も増えているようでございます。その場合、主に一定額、例えば防犯灯1基あたり年間2,000円とか、そして防犯灯1基あたり4月分電気料金を9割補助として、掛けるの12か月分、1年分ですね。そして防犯灯の登録数分の補助をしているというところもございました。

須恵町の現実を考えますと、ただいま例示したような金額に倣うのはなかなか難しいであろうと考えるものでございます。また、防犯灯は設置の経緯からしても、また、数量が膨大に及ぶことから地域で管理することがふさわしいであろうと思います。

しかしながら、費用負担に関しては重ねて恐縮ですが、公平性と合理性の観点から公費の負担を入れるべきと思っております。

ただいま町長がおっしゃいました7年度事業として蛍光灯を全てLEDに交換するということで、電気料金がこれから安くなっていく、そういうタイミングも来ていると思っております。そして、この電気料金補助についてのお考えは伺いました。やるとしても何がしかの補助という形でしかできないし、結論は1年待ってくれということでございましたので、待ちたいと思います。その上で適切な形を模索していただいて、いいですね、お互いが地域も執行部も町民もみんなが喜べるようなそういう施策が叶うことを願っております。

書いている分はありますが、ここも少し私読ませていただきますと、組合も公共を担っております。小さな公共でございますが、社会の基礎であると思っております。それが加入率の減少により公共を担う負担が大きくなり不公平感が強くなっている現状にあります。日本中どこでもそうだと思いますが、今物価高騰で諸経費が増大しております。私もたまたま小組合の会計を担当しているわけですが、今年度は単年度赤字となりそうでございます。防犯灯の電気代コストも、これくらいの金銭負担で組合が壊れるようなことはもちろんございませんが、不公平感が募るとやっつけられんわとなることも考えられます。心の面から壊れていく、大げさと思われるかもしれませんが、極端な話として思うわけでございます。

今後も検討が続いていく問題と思いますが、まず1年後ということで町長の温かい御答弁を頂戴したことに私は満足しまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これにて、田ノ上真君の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合をお願いします。

次の本会議は、3月21日、午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時46分散会

議事日程(第4号)

令和7年3月21日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第18号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第19号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第20号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第21号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第23号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第24号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第25号 令和7年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第10 議案第26号 令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第27号 令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第12 議案第28号 令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第13 議案第29号 令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
- 日程第14 発議第 1号 須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 発議第 2号 須恵町議会基本条例の制定について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第18号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第19号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第 4 議案第 20 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 21 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 22 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 23 号 須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 24 号 須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 25 号 令和 7 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 10 議案第 26 号 令和 7 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 11 議案第 27 号 令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 12 議案第 28 号 令和 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 13 議案第 29 号 令和 7 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
- 日程第 14 発議第 1 号 須恵町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 発議第 2 号 須恵町議会基本条例の制定について
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	欠 員
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公 園 緑 地 課 長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課 長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

○議長（松山 力弥） おはようございます。本日が令和6年度最後の議会となりましたけども、その間、皆様におかれましては各委員会で慎重審議いただきありがとうございます。また今日は委員長、仕事は多ございますけれども、報告のほうよろしく願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第25号から議案第29号までの5議案は関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） おはようございます。議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日等から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1編、関係条例の一部改正について、第1条から第7条に規定しております。内容は、刑法等の一部改正に伴い、刑の種類のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に統一されるため、文言の整理を行うものです。第1条から第7条において、「懲役」または「禁錮」と記載されている箇所を「拘禁刑」に改正します。

3ページをお願いします。

第2編の経過措置では、罰則の適用に関する経過措置、第8条において、施行日前の行為に対する罰則は、改正前の「懲役」または「禁錮」を適用します。過去の改正で「なお従前の例による」とされている罰則規定は、今後は「拘禁刑」を適用します。人の資格に関する経過措置第9条において、禁錮以上の刑に処せられた者といった資格制限規定について、今後は「拘禁刑に処せられた者」とみなします。「懲役」や「禁錮」が明記されている規定の経過措置については、改正法の中で地方自治体の条例を対象とした規定が設けられていますので本条例では規定していません。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置第10条では、起訴され

た者など、刑に処せられた者とは、別の資格制限があるため、別建てで経過措置を設けております。

附則として、この条例は、令和7年6月1日から施行するとしています。内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○文教厚生委員長（男澤 一夫） 議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。提案理由です。須恵町附属機関にワンヘルス推進協議会及び学校運営協議会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。条例の別表、第2条関係中附属機関の名称「須恵町地球温暖化対策推進協議会」の下に「ワンヘルス推進協議会」を、また、その右欄に、「担任する事務、目的」を追加し、「須恵町立小中学校校舎対策協議会」の下に「学校運営協議会」を、また、その右欄に、その担当する事務、目的を追加しております。ワンヘルス推進協議会は、福岡県ワンヘルス推進計画に基づき、町民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し必要な支援を行うため、設置するものです。学校運営協議会は、地域総がかりで子どもを育てるという、本町の基本施策の原点に立ち、地域と共に子どもたちを育てる学校支援の観点から、より強力な学校支援体制を図るため、学校評議員制度から学校運営協議会へ移行し設置するものです。

附則です。この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。総務建設産業委員会と合同により連合審査会を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第18号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第18号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和6年6月7日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に項ずれが生じたため、本条例及び須恵町税条例中の当該引用箇所を改正するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条関係で、須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を規定しております。

第2条の用語の定義は、法第2条で同じく用語の定義が規定されているため、法を引用した規定となっておりますが、法第2条が項ずれにより1項ずつ繰り下げられたことに伴い、それぞれ対応するための改正を行っております。

4ページをお願いします。

第2条関係は、須恵町税条例の一部改正で、第1条関係と同様の改正を行っております。第

36条の2第10項及び第63条の2第1項第1号、5ページをお願いいたします。第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中それぞれ法第2条第15項を第2条第16項に改めるものです。

2ページに戻っていただいて、附則で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしていきます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、育児のための時間外勤務の制限の対象者を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大し、介護離職防止のための意向確認及び環境整備に関する規定を追加するもので、併せて文言の修正及び追加を行っております。

2ページをお願いします。

今回の改正の主な内容ですが、第2条第3項において、地方公共団体の組合の職員を規定する法第22条の5第1項ではなく、地方公共団体の職員を規定する法第22条の4第1項に対象を限定するため、「採用された職員」の次に「で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の

職を占めるもの」を加え、併せて文言の修正を行っています。

第3条及び第4条は、週休日及び勤務時間の割振りに関する規定で、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」へ改め、文言の修正を行っています。

第8条の3第2項において、時間外勤務制限の対象となる子の年齢を「3歳未満」から「小学校就学の始期に達するまで」に改めます。第8条の3第4項において、介護を行う職員に対する時間外勤務制限の規定を整備します。

第12条第1項第1号において、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

第17条の2において、職員が介護を必要とする状況になった際の意向確認や情報提供を義務づけることを新たに加えます。第17条の3において、介護両立支援制度に関する研修や相談体制の整備を推進することを新たに加えます。

3ページをお願いします。

附則として、第1条で、この条例は令和7年4月1日から施行する。次条の規定は公布の日から施行するとしています。第2条で、令和7年4月1日以降に時間外勤務制限を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるとしています。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

質疑として、須恵町の職員の育休取得状況及び育休取得職員の人数を問うもの。出産されて育児があり、短くて1年、最長3年まで休める。現在のところ育児や産前産後で育休中の職員は3名との答弁がありました。また、男性の育休取得及び今後の利活用について問うもの。現在は居ないが、出産などの大変なときに、休みを取られることはある。周知も行っており、この条例施行により介護等も含め、利活用される職員も増えると考えていますとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第20号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 2 1 号

○議長（松山 力弥） 日程第 5、議案第 2 1 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6 番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第 2 1 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が、令和 6 年 5 月 3 1 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3 ページの新旧対照表を御覧ください。

第 8 条では、地方公務員法の法律番号を追加しております。

次に第 1 8 条第 3 項では、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、第 6 1 条を引用して、非常勤職員の要介護家族の介護のための部分休業について、規定しています。今回の法改正は、仕事育児介護を両立できる職場環境の整備を目的としたもので、法第 6 1 条の 2 第 2 0 項として新たに規定されています。そのため、本条例中に規定する引用箇所を法改正に合わせて改めております。

2 ページに戻っていただいて、附則で、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしていきます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 2 1 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 2 1 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 2 1 号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 2 2 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 2 2 号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年12月25日に公布され、令和7年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

改正の主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第4条第6項は、昇給に関する規定の見直しで、行政職給料表の適用を受ける課長職以上の職員の昇給を、3号給から4号給に改めます。

第7条は、扶養手当に関する規定の見直しで、配偶者への扶養手当を廃止し、第1号に該当する扶養手当を1人につき1万3,000円に改めます。

第9条は、地域手当に関する規定の見直しで東京都特別区以外の地域における支給率を、国の基準に準拠するように改め、人事交流などで町外に勤務する職員への支給を可能とする規定を加えます。第10条の2は、通勤手当に関する規定の見直しで、上限額を15万円に改めます。

3ページをお願いします。

第18条の2は、管理職員特別勤務手当に関する規定の見直しで、支給対象時間、支給額の計算方法を改めます。

第20条の2は、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当支給を可能とするよう、適用除外規定を改めます。併せて、別紙のとおり給料表を改正いたします。

須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、特定任期付職員に勤勉手当を支給できるよう改めます。須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、給与条例第10条の2に1項を加えたため、「第6項まで」を「第7項まで」に改めます。

4ページをお願いします。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、単純な労務に雇用される職員の再任用職員に住居手当を支給できるよう、改めます。

須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当支給開始に伴う規定の改正です。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正につきましては、暫定再任用職員に住居手当を支給できるよう改めます。

附則第1条でこの条例は令和7年4月1日から施行するとしています。附則第2条で、給料表

の改正に伴い、3級から6級に属する職員については令和7年4月1日の前日において受けていた級・号給に応じて、附則別表、号給の切替表に定める号給に切り替えることとしています。

附則第3条で、令和7年4月1日の前に、職務の級が変わる昇進や降格などの異動があった職員については、号給の必要な調整が行うことができるとしています。

5ページをお願いします。附則第4条で扶養手当の経過措置に関する規定を設けています。附則第5条は、規則への委任規定です。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表を御覧ください。

質疑として、通勤手当の条文中、上限月15万円の支給について問うもの。

上限5万5,000円から15万円に変更となりますが、現在、須恵町では該当する職員はありません。との答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第23号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永 辰己） 議案第23号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町地域防災施設に中部防災センターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第2条の表に中部防災センターの名称と位置を加えるものです。

2ページをお願いします。附則で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号須恵町地域防災施設設置条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第24号須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○総務建設産業委員長（稲永辰己） 議案第24号須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。提案理由として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

内容としましては、3ページをお願いします。

別表、第2条関係、退職報償金支給額表に、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加するものです。2ページをお願いします。附則で、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。経過措置として、この条例による改正後の須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるとしています。

質疑として、勤務年数が35年以上の該当者について問うもの。須恵町の平均勤務年数は、16年ぐらいで、分団長をして退団するのが普通であり、長くても20年ぐらいです。ただし、須恵町の例規では、団員は45歳までとなっていますので、1番長くても25年ぐらいだと思います。なので、須恵町では、該当者は出ないと思いますとの答弁がありました。また、いったん分団長を卒業した後に、副団長として復活する場合の引退している間の加算について問うもの。仮に副団長になる予定で分団長をやって、一旦退団したときに、退職報償金の支給を受けてなけ

れば通算になりますが、受けていれば最初からになりますとの答弁がありました。また、退職報奨金の課税について問うもの。退職金が退職報奨金のみの方は、課税されないが、同じ年に他に退職金がある時は、退職金と合算されるので、退職報奨支給額についても課税される可能性があります。との答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号須恵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第25号

日程第10. 議案第26号

日程第11. 議案第27号

日程第12. 議案第28号

日程第13. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第10、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第11、議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第12、議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について、日程第13、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について、以上、5議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、議案第27号令和7年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、議案第28号令和7年度須恵町水道事業会計予算の提出について、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出についての計5議案について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

審査は、3月12日、13日及び14日、15日までの4日間で行いました。それでは、各議

案別に報告をいたします。議案第25号令和7年度須恵町一般会計予算の提出について。予算書5ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億9,000万円と定める。第2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債、第2条、地方債は第2表地方債による。債務負担行為、第3条、債務負担行為は第3表債務負担行為による。一時借入金、第4条、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用、と定めています。

12ページ、第2表地方債です。起債の目的、第三学童保育所空調設備改修事業債ほか7件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。13ページ、第3表債務負担行為です。事項、須恵町立地適正化計画策定業務委託ほか4件で、期間、限度額は記載のとおりです。一般会計歳入歳出予算の総額136億9,000万円は、対前年度比7億9,000万円、6.1%の増となり、過去最高の予算規模となりました。歳入では、1款町税は36億9,604万1,000円、歳入全体の27%で、個人町民税、固定資産税など増収との見込みで、対前年度比3億3,039万5,000円、9.8%の増です。

10款地方交付税は、23億2,100万円、歳入全体の16.9%で、これは、みなみ幼稚園開園による子ども・子育て費や給与改定分などで、基準財政需要額が増となるため、普通交付税の増額で、対前年度比1億9,200万円、9%の増と見込んでいます。

14款国庫支出金は、25億1,267万8,000円、歳入全体の18.4%。児童手当国庫補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、就学前教育・保育施設整備交付金、その他国庫補助金の増で、対前年度比8億2,504万7,000円、48.9%の増です。

18款繰入金、9億275万7,000円、歳入全体の6.6%。財政調整基金繰入金が3億5,770万5,000円の減で、対前年度比2億5,177万8,000円、21.8%の減です。

21款町債、5億5,470万円は、歳入全体の4.1%。緊急防災減災事業債につきましては、事業量は多いのですが、令和6年度の中部防災センター建設事業が終了のため、当初予算では減としています。また、令和7年度は、第二小学校校舎増改築事業債があるため、小学校施設整備事業債を増としています。全体では前年度と比較しますと、3億5,910万円39.3%の減となります。歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は、全体の46.2%で、依存財源は53.8%です。前年度から自主財源の構成比が1.3ポイント下がっています。依存財源の地方交付税や国庫支出金の増が要因です。歳出では、2款総務費27億2,213万9,000円は、歳出全体の19.9%で、定額減税補足給付金や自治体クラウドサービス提供業務委託料など、対前年度

比3億8,906万7,000円、16.7%の増です。3款民生費56億8,204万6,000円は、歳出全体の41.5%で、児童手当や保育所等整備事業、障がい者支援・自立支援給付費などの増で、対前年度比7億7,825万4,000円、15.9%の増です。4款衛生費12億8,861万7,000円は、歳出全体の9.4%で、定期予防接種業務事業の減などで、対前年度比1,663万2,000円、1.3%の減です。8款土木費8億2,918万4,000円は、歳出全体の6%で、下水道事業会計補助金、同出資金の減により、対前年度比3億932万1,000円、27.2%の減です。9款消防費4億1,960万円は、歳出全体の3.1%で、中部防災センターの完成による建設工事の減などで対前年度比4億4,057万5,000円、51.2%の減です。10款教育費16億6,671万4,000円は、歳出の12.2%で、第二小学校校舎増築工事や須恵中学校体育館空調整備工事などにより、対前年度比2億7,732万8,000円、20%の増です。12款公債費8億497万3,000円は、歳出全体の5.9%で、園舎増築による、れいんぼ一幼児園繰上償還や文化会館舞台照明改修事業、臨時財政対策債などの償還のため、対前年度比1億4,144万3,000円、21.3%の増です。歳出の構成比では、歳出のうち、その支出が義務づけられ、容易に削減できない経費が義務的経費で、43.5%。前年度が40.1%であり、3.4ポイントの増です。

次に、投資的経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費が6.8%、前年度は9.2%で、2.4ポイントの減です。その他の経費につきましては49.7%、6年度が50.7%で、1ポイントの減です。基金の状況ですが、令和6年度末の財政調整基金の見込み額が23億3,369万円、減債基金が4億6,680万2,000円、ふるさと応援基金が11億4,942万5,000円、公共施設等整備基金が7億739万8,000円です。令和7年度の財源不足による財政調整基金の取り崩し予定額は、当初予算において7億8,845万3,000円としています。

質疑として、主なものでございます。歳出2款1項行政区等運営事務について、組合加入率の目標値を60%に設定しているが、設定の根拠を問うもの。答弁として、今年度行う防犯灯のLED化事業などで組合に助成していく。組合に対しては、直接行政から働きかけるのはやりにくいので、従来通りの支援をしていく、というものでした。

同じく2款1項広報すえ発行事業について、広報誌満足度の目標値を問うもの。答弁として、満足度60%としているのは、半数以上の方には満足していただきたい、として設定した。計測については、紙面に広報アンケートを掲載し集計する形を取っている、というものでした。

同じく2款1項ホームページ事業について、アクセス数の推移を問うもの。答弁として、令和2年のホームページアクセス数が急激に伸びた要因は、コロナの情報提供による増大で、コロナの落ち着きとともに閲覧数が減少している。現在の目標値は、令和2年に達した最大値ぐらいま

で、持っていきたい思いでの設定、というものでした。

同じく 2 款 1 項公用車管理事務について、EV 車導入の詳細を問うもの。答弁として、軽の EV を 2 台リースにて導入の予定。充電システムの工事も 3 基設置の予定、というものでした。

同じく 2 款 1 項契約事務について、電子入札の進捗を問うもの。答弁として、デジタル化により書かない契約を目指すとはしているが、町とともに業者にもデジタル化の準備が必要となる。7 年度から行う事業であり、業者の理解も得ながら進めていく、というものでした。

同じく 2 款 1 項ふるさと応援寄附金事業について、主力となる返礼品を問うもの。答弁として、6 年度は「ウナギのかば焼き 3 尾」、「福岡県産米元気つくし 20 キロ」、「福岡県産あまおう 6 パック」がトップスリーで出ている。近況だが、須恵町に進出した天ぷらひらおから、須恵町オリジナルの返礼品を企画いただき、既に予約がかなり入っている状況というものでした。

同じく 2 款 1 項オープンイノベーション戦略推進事業について、ふるさと応援推進キャラクターを問うもの。答弁として、須恵町出身の漫画家・デザイナーである田原ウーコ氏に、キャラクター作成を依頼し「須恵ずきんちゃん」という、ふるさと応援課のキャラクターを製作中。同キャラクターの着ぐるみも企画しており、人が入る、等身大のものを予定している。全国から様々な自治体が集まって、地場製品、返礼品の PR をする場や、各地で、須恵町の PR キャラクターとして活躍を予定している、というものでした。

同じく 2 款 1 項コミュニティバス運営事業について、事故等による損害賠償の事案が発生しているが、事故防止の指導を問うもの。答弁として、運転手のミーティングを定期的に行い、注意事項の周知や事後対応など、情報を共有している、というものでした。

同じく関連で同事業について、運転手の確保の状況を問うもの。答弁として、人件費の見直しなどを行い、確保に努める。特にコミュニティバスについては大型 2 種免許を必要とする。高齢化で 20 年前に比べ、免許保有者の約 7 割が減少しているとも言われ、半数の運転手は 65 歳以上となっている。状況は深刻である、というものでした。

2 款 2 項個人住民税賦課事務について、ふるさと納税により流出した住民税の詳細を問うもの。答弁として、令和 6 年度で 1,590 人が他自治体へふるさと納税をしたことにより、町民税の収入が 4,249 万 7,000 円減少している、というものでした。

2 款 5 項国勢調査事務について、調査員報酬は昨今の人件費高騰を反映しているか問うもの。答弁として、県からの基準があり、1 調査区の平均報酬は、予算 5 万円で計上。2 調査区で実施する場合は 9 万 3,000 円。令和 2 年、前回時の報酬と比較して増額となる、というものでした。

3 款 1 項保護支援事業について、事業の詳細を問うもの。答弁として、高齢者等の一時保護は、3 人を想定して予算計上している。1 回あたり 1 週間程度としているが、必要により延長もある。

一時保護の後は、地域包括支援センターなどと協議し、その人が、よりよく生活できる状況を考えて対応する、というものでした。

同じく 3 款 1 項高齢者相談・見守り事業について、高齢者の孤独死事案を問うもの。答弁として、非常時には民生委員も一人で行動しないように周知している。何かあった場合は警察に対応してもらおう、というものでした。

関連で同事業について、緊急通報システム及び配食システムの減少傾向の要因を問うもの。答弁として、減少の状況は様々であり、例えば施設への入所もあれば亡くなる方もいる。家族と一緒に生活することになったという方もいて、一概に言えない、というものでした。

同じく 3 款 1 項障がい者相談・見守り事業について、就労移行の目標値を 50%としているが、実績を問うもの。答弁として、令和 5 年度は、就労移行支援事業利用者数 11 人に対し、一般就労に移行した人数は 3 人、というものでした。

同じく 3 款 1 項障がい者福祉サービス事業について、福祉タクシーの利用減の要因を問うもの。答弁として、減少の状況は様々であり、例えば施設への入所もあれば亡くなる方もいる。家族と一緒に生活することになったという方もいて、いろいろな事情の方がいる。前提として、福祉タクシー券を使う使わないは利用者の判断になるので、詳細なところまでは把握できていない、というものでした。

3 款 2 項ファミリーサポートセンター事業について、送迎にかかる移動手段を問うもの。答弁として、町が委託するシルバー人材センターの事務局が、会員を登録し、サービスの依頼に応じて提供会員に橋渡しをする。送迎サービスの場合、提供会員所有の車両を使用することになる、というものでした。

関連で同事業について、国、県との負担割合を問うもの。答弁として、予算額 300 万円のうち、236 万円が補助対象であり、国、県が 3 分の 1 ずつ負担して国県支出金 157 万円としている。残る 3 分の 1 と補助対象外の額をすべて町が負担する、というものでした。

同じく 3 款 2 項町外・届出保育施設等運営事業について、本事業は他町の園に須恵町から通うものだが、逆に他町から、須恵町の園に通う事例があるかを問うもの。答弁として、可能だが、今現在は枠がない。しかしながら、これから 3 歳児以上の枠が空く。受入れに関しては、町の判断であり、他町との行政同士のやり取りになるので、営業に努力したい、というものでした。

4 款 1 項自然食普及センター管理運営事業について、情報発信は職員によるものか問うもの。答弁として、町のほうでアカウントを作成し、運営を自然食普及センターでやっている。随時最新の情報を掲載するように努めている、というものでした。

7 款 1 項プレミアム付商品券発行事業について、スマホが使えない人のために、紙の商品券を発行できないか問うもの。答弁として、県からは、デジタルでないと補助金をつけないという方

針があり、補助金を活用する以上、紙の商品券は発行できない、というものでした。

同じく 7 款 1 項観光振興事業について、皿山公園内シャトルバス運行業務の詳細を問うもの。答弁として、前年度の、福岡大分デスティネーションキャンペーンから始めた業務であり、以前から要望があった。SLを置いている駐車場付近から上にあるイベント広場の手前まで、10人乗りのバスで往復する。4月から5月の連休中に運行する、というものでした。

8 款 1 項国道等整備促進事務について、県道筑紫野古賀線道路改良工事の進捗を問うもの。答弁として、1 工区は計画段階を終え、用地取得、一部工事を行っている。2 工区は、計画の図面ができていて、7 年度から動き出すと、県の方から聞いている。適切な段階を見て、期成会を開催する、というものでした。

8 款 4 項都市計画推進事業について、立地適正化計画の策定と都市計画マスタープランの兼ね合いを問うもの。答弁として、マスタープランをつくる段階で、立地適正化計画の策定を視野に入れていた。都市計画区域が指定されていて、かつ非線引きの市町村は、必ず立地適正化計画を策定しなければならないとされている。国からの指示であり、今回計画している、というものでした。

同じく 8 款 4 項緑地管理事業について、庁舎正面のヤマモモの伐採を問うもの。答弁として、町のシンボルとしてのヤマモモの木だったが、庁舎の剪定業務を行う業者から、空洞があると指摘を受け、かつ蟻道も見受けられるということで、伐採したところ、やはりかなりの空洞があった。道路に近いところでもあり、先手を取ることで事故防止につながった、というものでした。

10 款 1 項教育情報システム運用管理事業について、故障したタブレットの管理を問うもの。答弁として、費用対効果の観点で修理をせず、廃棄としている。故障の要因もいくつかあるが、画面の破損とWi-Fi機能の損傷の2つに集約される。故意の破損については弁償を求めるが、今のところ事例はない。保険加入に関しては、3,000台以上の保険はかなり高額になるので、加入していない、というものでした。

関連で同事業について、4年間かけてすべてのタブレットを更新する計画だが、その間に新機種も出ると思われる。どのような対応になるか問うもの。答弁として、基本的には同レベルの機種を選択する、というものでした。

同じく 10 款 1 項学習支援事業について、学校補助教員の募集を問うもの。答弁として、前年度から引き続き採用の人もいるが、不足する分についてはホームページで募集をかけ、面接等のうえ採用した。7 年度分は、全て採用できたので、募集を終了している、というものでした。

関連で同事業について、小学校 35 人学級の完成につき、補助教員が採用減となるが、人員不足にならないか問うもの。答弁として、学級サポートは各学校に全てつけている。必要であれば、そこで運用することも可能、というものでした。

同じく 10 款 1 項中学生海外派遣事業について、派遣される中学生の選考基準を問うもの。答弁として、定員の 15 人を超えた場合は抽選になる、というものでした。

関連で同事業について、事業の定例化を問うもの。答弁として、本年度の事業の結果を見て検討する、というものでした。

同じく関連で同事業について、事業の記録をどう残すか問うもの。答弁として、どこまでするかは未定につき、予算を計上していないが、何らかの形で報告をしたい、というものでした。

同じく関連で同事業について、委託業者の選定を問うもの。答弁として、すでに決定している、というものでした。

10 款 2 項第二小学校維持管理事業について、増築にあたり中庭にある遊具の撤去を問うもの。答弁として、増築に影響する部分は撤去せざるを得ない。移設が可能な分は移設するが、現在の基準を満たしていないものも多いので、その分については撤去する。遊具の新設については、検討したい。なお、移設場所は、プール横グラウンドの奥あたりを検討している。いずれも学校側との協議を経る、というものでした。

同じく 10 款 2 項第三小学校維持管理事業について、職員室改修工事を問うもの。答弁として、職員室に職員が入りきれないために、壁を抜いて拡張する工事を行う、というものでした。

同じく 10 款 2 項小学校給食事業について、物価高騰の影響を問うもの。答弁として、保護者負担の材料費については、本年 2 月の末に、学校給食会のほうから材料費等の金額が示され、40 円ほど上げないと運用ができない試算となった。具体的には、現在 1 食 320 円で、40 円の補助金を出すことで実際の負担は 280 円になる。それが 7 年度から、町負担を 40 円追加し、1 食 360 円の給食材料費になる、というものでした。

10 款 4 項社会教育推進事業について、施設予約システムを問うもの。答弁として、インターネットを活用し、自宅・携帯からでも申込みができるものを計画している。毎月 25 日までの申請条件は、定期利用団体に限られる。一般の利用申請は町民を対象とし、1 か月前の初日からとなる。利用者の説明会については必要と考えるが、2 月開催の定期利用者会議の中では、まだ具体的な方針が固まる前だったので、これから適宜説明をしていく。決済について、電子マネーでの支払いは、本当の意味での利用者サービスの向上につながると考えるので、段階的、計画的にやっていく、というものでした。

同じく 10 款 4 項文化財保護事業について、眼療宿場跡の歴史的景観保全を選定した経緯を問うもの。答弁として、地元区長を通じ住民からの要望もあり、優先して計上した。現在において、その当時の面影が残っているところをつなげていく。当時の設置看板も計画している。ここに以前こういう場があったということの啓発につなげる、というものでした。

関連で同事業について、歴史資料館のデジタルアーカイブとの連携で、より知見が深まるので

はと、問うもの。答弁として、デジタルミュージアム構築業務は、歴史民俗資料館の持つ1万4,000点の収蔵品を公開することが目的だが、公開すべきものは、資料館の資料に限らない。文化財、7年度文化財保護事業の上須恵・眼療宿場に関しても、以前作成した動画資料や地図などを総合して、須恵町の文化財そのものを全て公開するアーカイブスということで構築する。収蔵物に限らない、発展的なものを構築したい、というものでした。

同じく関連で同事業について、眼療宿場跡地の地権者を問うもの。答弁として、町有地である、というものでした。

同じく10款5項歴史民俗資料館管理運営事業について、入館者数を増やす施策を問うもの。答弁として、平成30年度のコロナ以前は、町内外の学校、福祉施設などの団体、10名程度でも結構利用されていたが、まだ回復に至っていない。令和6年度は、総合的な学習ということで、校長会や子育て連のインリーダー研修会など、さまざまな機会に訴えることで、子どもたちが来館している。これから徐々に回復を見込んでいる、というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決しています。

続きまして、議案第26号令和7年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

令和7年度須恵町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億9,200万円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるとしています。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税4億6,608万7,000円は、被保険者の減少により、前年度比2,055万円の減です。

4款県支出金21億8,254万8,000円は、歳出の保険給付に必要な費用を県が交付するもので、前年度比3,751万3,000円の減です。

5款繰入金2億3,920万5,000円は、被保険者の減少に伴い、保険基盤安定繰入金等の減に伴い、前年度比2,388万7,000円の減です。

歳出の主なものは、2款保険給付費21億3,333万9,000円は、被保険者の減少に伴い、前年度比4,020万1,000円の減です。

3款国民健康保険事業費納付金6億9,190万1,000円は、県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。県の算定額により、前年度比4,625万

2,000円の減です。

5 款保健事業費 3,742 万 6,000 円は、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制するための保健事業予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しており、前年度比 329 万 5,000 円の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第 27 号令和 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、でございます。

特別会計予算書の 53 ページをお願いします。

令和 7 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 1,900 万円と定める。

第 2 項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料 3 億 7,580 万円は、広域連合からの通知額の計上で、被保険者の増加により前年度比 2,830 万円の増。

3 款繰入金 1 億 4,311 万 2,000 円は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しており、前年度比 469 万 2,000 円の増です。

歳出の主なものは、1 款総務費 1,014 万 9,000 円は、職員人件費が主なものとなっており、246 万円の増です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 679 万円は、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで、収納したものを、広域連合へ納付するもので、被保険者の増加に伴い増額、前年度比 3,232 万 4,000 円の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第 28 号令和 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について、でございます。水道事業会計予算書の 3 ページをお願いします。

第 1 条、令和 7 年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は、第 1 号、給水戸数 1 万 1,600 戸、前年度と同数、第 2 号、年間総給水量 285 万 9,000 立方メートル、前年度比 2.8%の増、第 3 号、年間有収水量 272 万 4,000 立方メートル、前年度比 2.4%の増。第 4 号、1 日の平均給水量 7,832 立方メートル、前年度比 2.8%の増、第 5 号、建設改良事業費 2 億 299 万 8,000 円、前年度比 41.4%の増。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入では、第 1 款水道事業収益 6 億 8,006 万 8,000 円、前年度比 436 万 1,000 円、

0.6%の増。これは、水道使用料の増によるものです。

支出では、第1款水道事業費6億2,142万3,000円、前年度比984万1,000円、1.6%の減。これは、新砂入替業務を隔年実施としており、令和7年度は未実施による減です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入では、第1款資本的収入2,915万5,000円、対前年度比1,365万5,000円、88.1%の増。これは、公共下水道の管渠築造工事に伴う工事請負費の増によるものです。

支出では、第1款資本的支出2億8,629万円、前年度比6,081万1,000円、27%の増。これは主に、配水管等施設改良工事及び下水道工事に伴う工事請負費の増によるものです。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,713万5,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するとしています。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、第1号、職員給与費9,330万円、第2号、交際費10万円。

第6条、たな卸し資産の購入限度額は、700万円と定める。これは、量水器購入の限度額です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第29号令和7年度須恵町下水道事業会計予算の提出について、でございます。

下水道事業会計予算書の3ページをお願いします。

第1条、令和7年度須恵町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、第1号、年間総処理水量216万1,206立方メートル、前年度比9.1%の増です。第2号、排水戸数9,129戸、前年度比2.1%の増です。第3号、建築改良事業費5億998万4,000円。前年度比39.7%の増です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益9億2,662万3,000円。前年度比2億9,540万5,000円、24.2%の減、主なものは、一般会計からの出資金の減によるものです。

支出、第1款下水道事業費7億9,411万6,000円、前年度比1,568万9,000円、1.9%の減。主なものは、マンホールポンプ修繕費の減によるものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入6億3,001万9,000円、前年度比1億3,374万4,000円、26.9%の増。主なものは、公共下水道事業債の借入額増によるものです。

支出、第1款資本的支出9億6,511万2,000円、対前年度比1億4,274万

9,000円、17.4%の増。主なものは、管渠築造工事の増によるものです。

また第4条の括弧書きで、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、利益剰余金処分額で補填するとしています。

第5条、企業債の目的は4件、限度額の合計を4億5,980万円、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりとなっています。

第6条、一時借入金は、一時借入金の限度額を1億円と定めています。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、第1号、職員給与費4,019万2,000円としています。

第8条、他会計からの補助金は、下水道事業に助成するため、他会計からこの会計への補助を受ける金額を4億1,000万円としています。

質疑として、管渠の修繕について、全国各地で、陥没等の大事故の発生が見られるが、町内で、そういう箇所の把握・調査はしているのか問うもの。答弁として、特に最近では埼玉県八潮市の事故が記憶に新しいが、八潮市は、いわゆる流域下水道、須恵町の事業では多々良川流域に該当するものになる。現地では、下水処理場から約2キロ手前の、直径約5メートルの大きな管渠での事故だが、それを受け、国から当町にも、緊急点検ということで点検項目が示され、その対応を行ったが、異常はない。福岡県においても、処理量30万立方メートルの施設を対象に緊急点検を行っている。県で一番大きなところは御笠川流域だが、特に異常はなかったと報告されている。須恵町においては、供用開始が平成9年3月で、約24年経過しているが、耐用年数には至っていない。一番古いところは城山団地、新原工業団地で、もともとコミュニティプラントで処理を行っていた。点検は、管路の洗管後に、マンホールの中も併せて点検する。特に大きな破損箇所は見つからず、軽微な破損は即補修している。よくある部分は、マンホールの蓋の舗装面が若干、高厚密沈下により窪んで段差ができるというもの。その場合は舗装のすりつけ等で対応するが、大きな陥没事故的なものは、今のところない。なお、須恵町で一番大きな下水道管は、直径800ミリメートル、約80センチの管であり、多々良川流域下水道との接続している部分になる、というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よっ

て、議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２５号令和７年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２６号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２６号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２６号令和７年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２７号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２７号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２７号令和７年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２８号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２８号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２８号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２８号令和７年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第２９号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第２９号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２９号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２９号令和７年度須恵町下水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

ここで休憩に入ります。再開を１１時３０分といたします。

午前11時18分休憩

午前11時28分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14．発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第14、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、川原幸治君。

○議員（2番 川原 幸治） 議案書1ページをお願いします。

発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法及び町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和7年4月1日等から、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日等から、それぞれ施行されるに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正は、提案理由にあります（令和6年法律第46号）により番号利用法が改正され、同法第2条第8項以降が項ずれしたことに伴い、条例中の法引用条項を改めること、及び刑法の一部改正に伴い、条例中の罰則に係る刑の種類について、用語の整理を行っております。

その他、所要の整理、経過措置を定めております。

なお、条例中に罰則に係る条例が含まれていますので、福岡県地方検察庁との事前協議を書面で行い、「特段の意見はない」との回答を頂いております。

主な改正内容の説明をします。

4ページの新旧対照表をお願いします。

第2条10項中、番号利用法の改正による項ずれで、同項中の第2条第8項を第2条第9項に改正。

5ページです。同様に、第12条第5項の表で第38条第1項第1号一番右側の欄中、第2条第9項を、第2条第10項に改正しております。

6ページです。第18条中「議会の保有する」を削除。第2条第11項で保有特定個人情報とは、議会が保有するものと定義していますので、この第18条中のこの文言は不要のため削除したものです。

同条第2項から、8ページ第48条までは、不用な文言を削除、また内容に即して、所要の整理を行ったものです。

第53条から第55条までの条文中「懲役」を「拘禁刑」に改正しております。これは、刑法の改正により、用語の整理がなされ、地方自治法を根拠法令として条例に定めた「罰則」の用語を改正したものです。

2ページに戻ってください。附則です。

第1条で、施行期日をこの条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。としております。

第2条で、罰則の適用等に関する経過措置を規定しています。

以上。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより、発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、発議第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第15、発議第2号須恵町議会基本条例の制定についてを議題とします。

この議案は、議会改革調査特別委員会からの提出のため、代表者である委員長からの説明を求めます。

5番、男澤一夫君。

○議会改革調査特別委員長（男澤 一夫） 議案書1ページをお願いします。

発議第2号須恵町議会基本条例の制定について、でございます。

上記議案を次のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として本町のさらなる発展に向け、本町議会がその役割を適切に果たしていくことができるよう、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、あわせて議会と町民及び町長等執行機関との関係を明らかにし、議会の目指すべき道を指し示すため、条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

まずは、本条例の顔である前文では、須恵町民憲章を盛り込み議会として自らが果たす役割や責任を認識し町民の福祉の向上を図るために、公正性と透明性をもって町民に開かれた議会を目指し、信頼される議会を形成していく決意を述べています。

第1条の制定の（目的）では、議会及び議員活動の活性化と充実・強化に関する基本的事項を定めることにより、市政の発展に寄与すると定めています。

第3条の（議員活動原則）では、議員は町民の意見を把握し、不断の自己研鑽によって町民の信託に応え、町民全体の福祉向上を目指すとしています。

第4条の（議会改革の推進）では、地方議会の在り方、調査研究、不断の改革に取り組むため、議会改革調査特別委員会の設置を定めています。

第5条では、他の自治体との（交流及び連携の推進）について、第6条の（町民参加及び町民との連携）では、会議等の運営に参考人制度及び公聴会制度の活用を推進することとし、請願及び陳情を町民による政策提言と位置付けることを定め、町民の意見を議会活動に反映させるために、議会報告会を開催すると定めています。

第8条の（町長等と議会及び議員の関係）では、町長等に対する質疑応答は一問一答式とし、町長等は議員の質問に対して議長または委員長の許可を得て反問することができると定めています。

第9条の（町長による政策等の形成過程の説明）では、町長は議会に計画、政策等を提案するときは政策決定過程を説明するよう努めると定めています。

第10条の（予算・決算における政策説明資料の作成）では、町長は予算案及び決算を議会に付すにあたり、分かりやすい施策別事業別の政策説明資料を作成するように努めると定めています。

第11条の（議決事件の追加）では、法に基づく議決事件の規定による議会の議決すべき事件は、別に条例に定めるとし、重要な政策等については、町長等に対し議会全員協議会での報告の義務付けを定めています。

第12条の（自由討論推進）では、議員相互間の自由討議を推進するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うと定めています。

第13条では、（常任委員会等の設置）を、第14条では、（災害対策本部の設置）に関する事項を示しています。

第15条では、（議員研修の充実強化）について、第16条では（議会図書室）の充実を務めるとしています。

第17条では、（議会事務局）の調査及び法制機能を強化することの体制整備を、第18条の（議員の政治倫理）では、議員は町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないとし、議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定めるとしています。

第19条の（長期欠席議員の議員報酬の減額）では、議員が長期にわたり議員活動ができない場合の議員報酬の減額については、別に条例で定めるとしています。

第20条の（最高規範性）では、この条例は、議会運営における最高規範であることを、第21条の（見直し手続き）では、議会はこの条例の目的が達成されているか検証を行い、必要がある場合は適切な措置を講ずると定めています。

第22条の（委任）では、この条例に定めるもののほか、この条例を実施するために必要な事項は、別に定めています。

付則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしています。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 委員長の説明が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、発議第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より「議会運営」について、総務建設産業委員会より「ふるさと納税」について、文教厚生委員会より「部活動の地域移行」及び「育成会活動の現状」について、以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和7年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時42分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 6 番 稲 永 辰 己

署名議員 7 番 川 口 満 浩